

第七十二回国 参議院法務委員会會議録第十二号

昭和四十九年五月九日(木曜日)
午前十時十分開会

委員の異動

五月八日

小枝 一雄君
木島 義夫君

補欠選任
星野 重次君
長屋 茂君

五月九日

星野 重次君
長屋 茂君
村田 秀三君
野坂 参三君

補欠選任
小枝 一雄君
木島 義夫君
戸叶 武君
須藤 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

原田 立君
後藤 義隆君
棚田 四郎君
佐々木 静子君

政府委員

法務大臣官房長
法務大臣官房司
法法制調査部長

香川 保一君
勝見 嘉美君

法務省民事局長
最高裁判所長官代理者
最高裁判所事務
総局民事局長
最高裁判所事務
総局家庭局長

川島 一郎君

事務局側
常任委員会専門
員

西村 宏一君
堀分 一立君

参考人

大阪地方裁判所
調停委員
日本弁護士連合
会副会長
一橋大学教授
東京都立大学教
授

曾我 益井君
藤井 英男君
竹下 守夫君
江藤 价泰君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(原田立君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。木島義夫君及び小枝一雄君が委員を辞任され、その補欠として長屋茂君及び星野重次君が選任されました。

○委員長(原田立君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

本日、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案審査のため、大阪地方裁判所調停委員曾我益井君、日本弁護士連合会副会長藤井英男

君、一橋大学教授竹下守夫君及び東京都立大学教授江藤价泰君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(原田立君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(原田立君) 民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

皆さまには御多忙のところを御出席いただき、まことにありがとうございます。

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案について皆さまから忌憚のない御意見を拝聴し、本案審査の参考にしたいと存じます。つきましては、議事の進行上、曾我参考人、藤井参考人、竹下参考人及び江藤参考人のこの順序で、お一人十五分程度御意見を述べたいと存じます。その後委員の質疑にお答え願いたいと存じます。よろしくごあいさつをお願いします。――それではまず曾我参考人にお願いたします。

○参考人(曾我益井君) ただいま御指名を受けました参考人、大阪地方裁判所民事調停委員の曾我益井でございます。

本日の會議に付されておりますところの民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案につきましても、いささか意見を述べさせていただきます。法律を学んだ人間でもございせん。一民間人として地方裁判所長から民事調停委員としての選任を受けておる者でございます。そういう専門的な知識のないままに、ただ、調停を自分の与えられました奉仕の仕事として一意専念してまいりました。

たその経験を踏まえたものであるということをご前提にしてお聞きいただきたいということ並びに御了解を得たいということをご前もってお願いいたしておきます。

今回付されておりますところのこの政府提案になります民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案を各項にわたりまして解説させていただきます。理解度におきましては、先ほど申しましたように専門家でございますが、だから専門的深遠なものではないかもしれませんが、一般国民も司法に参加することができるといふこの調停制度、その調停制度の中の調停委員としては、各項にわたりまして、かくあるべきではないかという見地に立たざるを得ないものがありまして、この全面的に賛意を表することを前提とした意見をこれから述べるわけでございます。この私のつたない意見が改正法に少しでも参考になり、お取り上げいただきますならば、この上もないしあわせでございます。しあわせといひましても、単に参考人一人のしあわせではないのでありまして、高度の経済成長と狂乱物価に伴い急激に変動するところの現社会の情勢下、民事調停にしましては家事審判にしましては、求めずして起こったところの民間の紛争の解決に一般民間人も参加できるといふこの調停制度が、またその調停制度の一翼をなっておりますところの一調停委員が、より前進しより高く評価されるということは、当事者双方が納得のできる円満解決を見て双方の当事者から感謝され喜ばれるという結果になります。ならば、これはすべての国民が利益を受けることでありまして、主権在民、福祉国家の面目も保てるものだということを私は考える一人でございします。

この民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案のうちで、民事調停法第八条、家事審判

法第二十二條の二の、調停委員の身分を当初から非常勤の公務員にするということでありますが、現在でも、事件の指定を受けずと、それは公務員としての本人もその自覚を持ち、また公務員としての関係当局も扱いをなさっております。その証拠は、公務員にあらざるべきことをした場合は、伴うところの罰則もそれについておるようでございます。担当事件が解決をしてその事件の終末を見ましたときに職を離れて一般の民間人に返るといふことになっておりますけれども、通常一人の委員が数件の事件を持っております。そういったしますと、一方で事件が引き続いて解決を見ないというものがあつたならば、これは公務員の身分を解除されたということにはなっていないのであります。おそろく年間を通じて公務員であるべき身分を持っておりますものだと思います。のみならず、毎年、いままでは一月一日付で所長より選任通告を受けておりました。その通知書には○年度民事調停委員、家事調停委員に選任するということが明記されております。ところが一方、調停委員制度の規定を見ますと、それは単に調停委員の候補者であるということでありまして、事件の指定を受けましたとき初めて民間人というその籍から離れて公務員であるという調停委員になるわけなのでございますけれども、それが何かはつきりいたしませんし、あいまいな点があります。しかし、いままでの委員なり現在の委員は、時間の許す限り裁判所のお仕事に協力をしております。当事者双方に感謝をせられることを喜びとしました小さな一つの誇りとして、自分の奉仕の精神ということで努力を尽くしてきておるわけでございます。非常勤の公務員、民間人であつて国民全体の奉仕者の精神に徹し、現在も公務員であるという自覚はすべての委員が持つておるものと確信をいたします。調停を通じて国民全体の奉仕者であり、全体を通じて調停に奉仕するということは、公平無私であらねばなりません。先入観や偏見を捨てて誠実に奉仕しているというのであります。公務員の肩書きを当初からもち

たからと思ひ上るような委員はないと思ひます。また、そのような人は調停委員としては不適格でありますから、今後新しく調停委員になる方はむしろ初めから確固たる心がまえとその信念と自覚を持つていただかなければならないと思ひます。

こういうふうなことを考えますときには、当初からの公務員であるという調停委員に任命をされることは、考えようによりましてはこの制度の長所ともなるのではないかと考えます。したがつて、手続が簡単で、費用も低廉で、訴訟に比べますと迅速な解決が、しかも双方が納得して得られるところの調停の特色と持ち味で広く国民から親しまれてきた調停制度、その調停委員としての自覚を持ち、公平無私を順守すべきところの信頼のできる公務員に当初から選任をされるということでは当然なことではありますまいかとさへ私は考えるものでございます。今回の改正法によりましてこの身分が正確に明文化されましたことによつて、調停委員が専門職となり官僚化して、官僚主義の観念をもつて委員の肩書きを乱用する、そういう弊害が生じるかもしれないと懸念せられました。その御意見によつて反対をしておられる向きがあるようにも承つておりますけれども、従来の委員としましての心がまえからいたしましても、その身分が公務員であるということ、あるいはまた今度の任命権者が最高裁判所であるということなどに対しまして、最高裁であるか下級裁判所であれ任命をされるというふうなことになるにしても、委員の仕事に携わるところの精神には何らの変動もないということを感じます。調停制度は五十年の歴史を持つております。その五十年の歴史の間にはそういうふうなことがあつたかもしれませんが、肩書きによつて幾らか問題を起された方があつたかもしれませんが、私の知つておる限りにおいてはございません。けれども、そういうふうな些少なことによつてこの制度を大局的に傾けるというふうなことはどうかとも考えるもの

でございます。要は委員となる者の人格、性格、人柄によるものでありますから、選任をなさいますときに慎重に考慮され、そうして十分に検討をされて、しかるべき適格な方であるという方にこそ選任をされることが望ましいと願つてやみません。

同じく、八条の項でありますけれども、「調停委員会で行う調停に關与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づき意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に關する事件の關係人の意見の聴取を行い、」というふうな節であります。自分が持つております事件にいたしまして、またほかの方が扱つておられます事件にいたしまして、適切な解決が得られるならば労をいとわず専門的な意見、知識、豊かな社会的な経験を生かしたところによつて、実情に即した公正かつ迅速に円満な解決に努力することはこれは当然の調停委員の責務であり、調停委員の制度のよさであるかと思つてわけでございます。「事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。」ものとありますが、この最高裁判所も不定量の職務を与え、大量に事件を能率的に処理させるようなことはないということを感じます。こまかい点において示されておられませんが、はつきり把握をいたしかねますが、私の思ひますのは、裁判所も無制限に、深く高く調停委員が委員としてのワタをはずして行ない、行なわしめるというふうなこともさらさらないものであらうかということをおもつておるものでございます。もちろん調停委員としましては、身分的優越意識もつて、官僚的な仕事ぶりあるいは執務態度をとるような独善的權威主義的な調停を行ない、国民に迷惑をかけるというふうなことはないということを、いままでの委員、現在の委員の方々の言動からいたしまして、そのように信じておるわけでございます。そういう計らいをいたします委員でありますならば、決して押しつけ解決になり、押しつけ決定をし、調停の成立に圧力をかけていくというふうなことは決して

ないと思ひます。国民生活に寄与していくために、調停委員会の委員として命を受けて、ほかの事件の調査、事情の聴取もそれをするということ自体は時宜にかない、當を得た計らいであつて、解決策の一つではありますまいか。

待遇改善の九条であります。日当でなくて手当として、しかも現在を上回つた額であるというふうにお聞きをしておるわけでございます。紛争事件内容も複雑多様化してきております。その解決には相當の専門的な知識も必要とされてまいつております。そういったしますと、委員としましては、いままでのような安易な解決、解釈、また足して二で割るというふうな方式ではできないような事件も出てまいつております。事件処理の主体となつて、裁判官とともに調停事件の実情を調査する必要も出てくるのではありますまいか。高度の良識と豊富な経験を生かしまして、当事者の期待に沿うような、また沿うことのできる資質を備え、能力を養成するといふ点にも調停委員としてはつとめるべきは当然だと思ひます。いままでのボランティア式では、そういうことだけでは体制自体も不備であり、そういうようなことを勘案いたしますと、一年であつた任期を二年にし、当初から調停委員として非常勤の公務員というふうな自覚を与え、その自覚に対する責任額、責任に対する報酬といつてはたいへん卑しいようなこととばかりになりますけれども、給与規定の手当を支給されるということ、しかもそれが現在よりも増額されていくということであらうことに對しましては、全調停委員にかわりまして謝意を表するものでございます。

以上述べましたことは、この改正する法律案について、私の委員としてのすべての賛成意見を主体にいたしましたところの、参考とした意見でございます。これがお取り上げいただきたいと思つております。でございますが、終わりに私ちょっとこの際私見ではございますけれども、裁判所側に、政府側にお願ひをしておきたいことがあります。

当事者からは信頼され、世間からの高い評価を

得て、紛争内容の複雑化に備え、委員の資質向上、能力養成の一端として新しく選任を受ける者、現在の委員が再任を受けるもの、そういうふうな委員に對しまして、一定の期間を定めて基礎的な研修制度を国の費用で持つてもらいたいと思ひます。私、大阪のほうでは、それぞれが協会を持ち、大阪調停協和会という会を持つております。その会が研究会、研修会というのを毎月開いておりますけれども、これを全国一律の線を引きましたところのそういう研さん、研修の場を国の費用で持つていただきますならば、よりよい調停委員がで、国民が利益を受けやすくなるという調停制度が拡充してまいることであらうというのを信じて、たいへん大まかなことを申し上げましたが、私の粗末な意見といたします。御清聴ありがとうございます。

○委員長(原田立君) どうもありがとうございます。

次に、藤井参考人をお願いいたします。

○参考人(藤井英男君) 私は日本弁護士連合会の副会長の藤井英男でございます。御審議中の民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案につきまして、日弁連の代表的な意見を申し述べる機会を得ましたことを厚く感謝いたします。

調停制度の改正、改善につきまして、日弁連としましては必ずしも全面的に反対をしてゐるわけではございません。たとえば調停委員の資質、能力の向上、そのための待遇の大幅な改善、それから交通調停、公害等調停の管轄を広げることなどににつきましては大いに賛成でございますし、調停委員候補者の選任方法あるいは現行制度の改善などにつきましては、積極的な提案もしてゐるわけでございます。しかし、どうしても本法案の中で反対せざるを得ない三点——幸いにその一点である調停強制的な一般化という点につきましては、衆議院段階で削除されました。国会の良識にわれわれ深く敬意を表する次第でございますが、残る重要な二点、すなわち一つは、調停委員の身分を事件を離れて非常勤公務員化すること、これは改正

民事調停法の八条の二項、それから家事審判法の二十二条の二の二項でございます。それから第二の点は、これと関連いたしまして、調停委員の職務を担当の事件外に拡張すること、これは民事調法の八条一項、家事審判法の二十二条の二の一項という問題でございます。この二点につきまして、衆議院で無修正のまま可決されました。これは送付になったのでございますが、これははなはだ遺憾に考へる次第でございます。この二点に關しまして日弁連の基本的な見解につきましては、さきに衆議院法務委員会江尻参考人が表明されました意見と同じでございますが、なお衆議院における審議の経過を踏まえまして、多少の補足をしながらこの二点についての意見を申し上げます。

まずその前に、これは江尻参考人も言われたことですが、本法案提出に至る経過において、日弁連としては何らその協議にあずかっていないというのを申し上げたいと思ひます。本年一月十九日に法務省から事務的な説明を受けたのみであり、協議は何らされておられません。このことにつきましては、あるいは臨調審——審議会での審議段階で日弁連の推薦の委員が審議に参加しているじゃないかという御意見もあるかと思ひますが、御承知のように、昭和四十五年五月十三日の当法務委員会におきまして、裁判所法一部改正法案審議の際に附帯決議がございまして、その附帯決議は、申し上げるまでもなく、今後司法制度の改革を行なう際には法曹三者が協議をして意見のまとまったものを国会に持つてこい、こういう趣旨にわれわれ受け取っております。その趣旨は、そのころでも、そのときでも審議会とか諮問委員会があつたんでございます。それに日弁連はやはり委員を送つております。しかし、そこで意見を聞くだけでなく、この附帯決議は、それだけでは不十分で、法曹三者が十分協議して、あまり意見の違つたものを国会に持つてくるなど、こういう趣旨だと附帯決議を解釈しております。不幸にして法曹三者協議会というものは正式に成立し

至つておりませんが、最高裁と日弁連の間には数年前から、御承知のように裁判所・弁護士連絡協議会というものがございまして、それから最高裁・法務省が法案を国会に提出されるにつぎましては、日弁連と協議しようと思はれるなら、幾らでもわれわれ方法はあつたと思ひます。それをあえてさうしようとしないうちに最近の当局のやり方というものは、私も知らずして、全く日弁連あるいは弁護士というものを軽視してゐる、極言するならば無視されておるというふうな考えざるを得ないのでございます。今回の改正法案にいたしましては、一回だけ事務的な説明会があつただけで何ら協議らしい協議をされようとしておりません。時間的な余裕がなかつたとおっしゃるかもしれませんが、それは、今回の改正案に協議をするといふまゝないほど、緊急性、緊迫した必要があるのかというのをわれわれ申し上げたいと思ひます。ともかく、この点でまずまことに遺憾でございます。

次の点は、法案の内容について入りたいと思ひますが、まずその第一点の、調停委員の身分を事件を離れて当初から非常勤の裁判所職員とする点、このように改正する理由につきまして、本年二月に出されました最高裁判所の法律案説明書によりまして、このように改正する理由といたしまして、調停委員の待遇改善の必要があるんだと、そして民間の有識者が非常勤で公務に携わる場合には一般職職員の給与と法二十二条一項の規定が適用になるのだ、その中の委員として一定額の手当を支給する、そのためにこのように身分を改正するんだと、このように説明書には理由が書いてございまして、ところが、衆議院法務委員会の段階における説明を速記録で読みますと、そのほかいろいろの理由がこれにつけ加えられたのでございまして、法務省の勝見部長、最高裁の西村局長の説明を読んでみますと、いろいろなバラエティーに富んだ理由があげられております。

そこで説明された理由を私なりに大きく整理いたしますと、三つあるように思ひます。一つは、

この説明書にもあるとおり、調停委員の待遇改善のために身分を当初から任命制に改正する必要があるんだ、そうすれば先ほどの一般職職員の給与に關する法律二十二条一項の委員ということであるので、当の支給ができるんだというふうな、これが第一点です。それから、第二の御説明を要約しますと、調停委員の身分を当初からの任命制にする、新しい職務内容を今度課するということと相まって、資質、能力のすぐれた人材が得られるんだ、こういう説明をしておられます。それから研修の充実ということもできるんだ、このような理由をあげられております。それから次に、任命手続をすっきりしたいということも言われております。現在の候補者制度は、あらかじめ候補者として選任して、事件ごとに指定すると。しかも指定するのは手続上の裁判所であると。これは非常に変則的だ、こういうことが述べられております。やはりこの任命は司法行政機関による任命制としてすっきりしたいんだと、こういう理由が述べられております。まだその他多少バラエティーがございまして、大体大きく分けるとこの三つだと思ひます。これに対する私、考え方を申し上げます。

第一の、待遇改善のために身分の公務員化が必要だ、という、多くの調停委員の方もそのように非常に安易に、この当局側の説明によつて安易に考へられております。日調連幹部の方も、公務員化は委員の待遇改善のためにはしかたがないではないかという言い方をわれわれにされるのでございまして。当初からの任命制にしますと、調停委員は、先ほど言った職員の給与に關する法律二十二条一項の委員と解することができると、手当を支給できると。しかし、現在の調停委員ではどうして右の、この法律の委員と解することができないのか。その点になると理由があまりはつきりしてありません。

この点、衆議院でもだいぶ問題になりまして、三月二十二日の法務委員会では、勝見部長はこういうことを言つておられます。現在の調停委員

が、現在のように候補者制度をとっているということ自体で、調停委員に手当を支給することができないというふうには言い切れないものがあるのかと思います。「こういうふうな申し立てがござります。この委員手当を支給できるという根拠につきまして、時間がありますればもう少し御説明したいと思いますが、ございませんで、あとで御質問をいただきますのでその根拠を詳しく申し上げたいと思います。」

それから、かりに一步を譲りまして、どうしてもこのように身分を改正しないとこの給与法の委員と解されない、手当の支給が困難だというふうには一步譲りまして、日当の増額をすればいいのではないか、日弁連ではこのように主張しております。この日当の増額の方法につきまして、時間があれば詳しく申し上げますが、これもあとで御質問をいただいて詳しく、この日当の増額は十分技術的に法的に可能であるという根拠は後に御説明をむしろ時間の関係でしたいと思えます。

それから次に、調停委員の身分を当初からの、事件を離れての公務員とすれば、そのように改正すれば、委員に資質、能力のすぐれた人材を得られると、この理由でござります。それから研修の充実ということも期待できるという、この説明がなされておりますので、それについて触れたいと思います。調停委員をはっきりとした公務員にする、役人にする。するとすぐれた人材が得られると。私もこれは全く官僚的な発想であると思えます。私もその理由がわかりません。日調連の幹部の方にこのことを聞いても、どうしてこういうふうにするにいい人が得られるのかと。この点もはっきりした理由が得られません。いままでの選任方法は、地家裁があらかじめ候補者を選任して事件ごとに調停委員に指定しております。指定されれば、その間は公務を担当する、こういうふうなたてまえ。終われば公務を解かれる。形式的には民間人の司法参与の方式として、私、これはきわめて妙味のある制度だと思えます。司法委

員なども現在このようになっております。それをやめて、当初から委員をはっきりとした公務員として任命する。そうすればすぐれた人材が得られるのだと。どうもこの理由がわかりません。むしろ衆議院の説明で、最高裁の西村局長は、この点でいみじくも、改正後においても現在の調停委員の大多数は任用資格のある方々である。それはど大きな差異は出てこないというふうにはっきり告白されております。ことに規則では任命権者を最高裁とする予定だということが説明されております。その根拠は、衆議院の説明では、裁判所職員の事務局長とか次長、首席書記官らの高い職務の任命権が現在最高裁にある、それとのバランスの上から調停委員の任命権も最高裁に置くことが望ましい、こういう説明をされておるのでござりますが、これも全く私、官僚的な、中央集権的な発想だと思えます。これらの事務局長とか首席書記官というのは全国的に転任の問題がござります。あるいは全国的になるべく均質をしないやならない、質を同じにしないやならぬ、こういう要請もあるのだ、そのような官僚機構の中にある職員についてはこのような要請も妥当だと思えます。しかし、調停委員はどうしてそのような必要があるのか。これは最もローカルであつてよろしい。むしろそのほうが望ましいとわれわれ考えます。現在の司法委員だって、家裁の参与員でも、みんな地家裁の任命です。何ら中央集権化する必要はないと思えます。

また、この研修の充実にしても、裁判所主宰である必要は何らない。むしろ調停協会などの自主的研修が望ましいと思えます。裁判所はこれの研修の充実のために十分な補助金を出されればいい。私もそう考えております。

最後に、理由で任命手続をすっきりしたいという御説明、その改正理由、これも私、官僚的な発想だと思えます。現在は毎年候補者を選任し、具体的事件のために調停主任あるいは家事審判官がそれぞれ適当な方を指定されます。この指定は私は委嘱の性格を帯びるものだと思います。しか

し、調停主任官あるいは家事審判官は手続上の裁判所であつて司法行政機関ではない、変則的だという御説明でござります。司法行政上の機関による当初からの任命制にしたほうがすっきりするとう、このような御説明でござりますが、これも全く官僚的な発想あるいは権威主義的な発想といつてもいいと思えます。調停委員はあくまで国民、民間人の司法参与、本来公務員と性格を異にするというのがその本質でござります。何もはっきりした公務員と考えて当初からの任命形式とする必要は何らないと考えます。むしろ選任あるいは事件ごとの指定という、一般公務員とは違った形式をとるところにこれはきわめて妙味があるというふうなわれわれ考えます。アメリカでは、御承知のように裁判官すら公選制が多い。現在五十州のうち三十五州は公選制であることは御承知のとおりでござります。公務を担当するからといって当初からの任命制にする、あるいは画一的にすっきりする必要、どうもこういう発想が私たちに全くうなずけないのでござります。もともと調停制度というものは法律専門職である裁判官、しるうとの国民が参与して、それが両々相まって調停委員会というものを構成する、そうして調停をするところに妙味があるのでござります。何も一律に任命形式、身分を画一にする必要はないと思えます。違つとところにむしろ妙味がある。この根本は何ら私は変更する必要はないと考えております。

最後に、時間がございませんで次の改正案である調停委員の担当事件外への職務範囲の拡張について一言申し上げたいと思えます。つまり従来の調停委員は事件を担当し、その事件を担当するという公務でございましたが、今度はそのほかに新たな事件外の職務を正式に制度上課する、こういうこととござります。改正法案の民事調停法八条の一項と家事審判法二十二条の二の一項でござりますが、これは私、身分の公務員化ということと不可分の関係にあると理解しております。すなわち、この改正によりまして、調停委員というものは、従来の調停事件を担当するという本来の任

務のほかには、裁判所の命を受け、ほかの事件、専門的知識経験に基づく意見を述べる、あるいは囑託事件の關係人の意見聴取をする。その他最高裁の無定量の義務を課す。この衆議院説明では、規則で囑託にかかる事実の調査というもののだけが予定されておるというふうな説明をされておりますが、つまりこの改正理由は、改正法によって資質、能力がすぐれた調停委員、いわゆる専門家が多用されるであろう、それを担当事件外にも活用して調停事件の処理に機動性を持たせるといふような説明がなされております。しかし、先ほど来申しましたように、調停制度は法律家の裁判官、それにしろうとの国民が参与しまして、この異質のコンビネーションによって調停の妙味を発揮するといふところに本質がござります。調停委員には資質、能力の高い者が望ましいのでござりますが、そんなに専門家である必要はない。たとえば、交通調停、公害調停など特殊な事件を除けば、一般調停あるいは家事調停でそんなに専門家を必要としない。もし必要ならば、そういう事件になるべく専門的な知識や経験のある委員を選ん、それを指定して担当させればいいのでござります。要するに、調停というものは事件を担当し当事者の言いつ分を十分理解して説得する。それを調停事件を担当しない者に意見を述べさせる、關係人の意見を聞かせる、あるいは事実の調査をする、事件を担当しないで、少しばかり持つてゐるからといってそういうことをさせる。これは全くこういうことを制度化するのは私邪道だと思えます。訴訟であれば受命裁判官、受託裁判官という制度がござりますが、裁判官は大体等質でござります。また手続上の担保もござります。しかし、調停は訴訟と同じではございませんで。ことに、その他「最高裁の定める」というふうな規則で拡大する可能性のある事項をこの中に入れるということとは全くこれはわれわれ反対でござります。最後に、時間が多少超過いたしましたので、日弁連といましては、要約いたしますれば、も

つと運用——現在の運用というものをちつとも改善してない、その努力をしてない。ですから、確かに調停委員の待遇改善とか、あるいは交通事故事件、公害事件等の管轄の拡張とか、そういう必要な改正はございます。しかし、その他の多くは運用を改善すれば十分これは可能でございまして、ございまして。何もこんなふうに身分を変えたりとか、職務外の事件を担当させる、こういうふうな大改正までもなくても現在の調停のいろいろの弱点というものは十分これは運用の改善によって克服し得るんだと、こういうことが大体日弁連の根本的な見解でございまして。

衆議院では附帯決議をつけていただきましたけれども、私もやはり附帯決議では不十分である。というのは、過去に附帯決議をいただいても、どうも当局が附帯決議を守っていただけない、先ほども申し上げたように、やはり附帯決議というものは拘束力のないもので、やはり立法で、こういうようなものは、やはり附帯決議をつけていただいただけではどうしても国民のためにわれわれ安心できないということで、いわゆる附帯決議でなくとも、ことに八条は一番問題の、それから家事審判法の二十二条の二でございまして、これは問題の条文でございまして、当院の御審議によりましてこの点は何とか削除されるようにお願いしたいと思っております。

多少関連して申し上げたいことですが、時間がだいぶオーバーいたしましたので、あとは御質問によって詳細な点を御説明したいと思っております。

○委員長(原田立君) どうもありがとうございます。

次に、竹下参考人をお願いいたします。

○参考人(竹下守夫君) 参考人の竹下でございます。

本日は、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案につきまして私の考えますところを申し上げて御参考供したいと存じます。

民事及び家事の調停制度の改正というような問題を考えます場合にはいろいろな側面から検討を加えることが必要かと存じますが、本日は時間の関係もございまして、私はもっぱらこの調停制度を利用する側から見てどう考えたいかという角度から意見を申し上げたいと思っております。幾ら理念としてすぐれた制度であっても利用されなければ意味がないわけでございまして、利用者の角度から問題に迫ってみるといろいろの十分理由のあることではないかというふうに考えます。

私が申します意見の内容は、大体次のような順序にさせていただきますと思っております。一番初めは、現在調停制度というものが存在している理由をどこに求めたいかということとございまして、それから二番目は、その調停が近時機能低下の傾向にあるということとございまして、その原因はどうかということに求められるかということとございまして、それから三番目に、そういった二つの観点を踏まえて改正案の評価ということにしたいと思います。

御承知のとおり、わが国における調停制度は大正十一年の借地借家調停をはじめといたしまして小作調停、商事調停というようにながいに特定の分野ごとに順次制定されてまいりましたものでございまして、これらがそれぞれ制定された時期におきまして一定の政策的な目的によってつくられたものであるということ、たとえば借地借家調停であれば借地人、借家人の権利主張を一定限度に制限するということのような政策的な目的があったということ、それから小作調停であれば小作争議が激化しないうちに芽をつみ取るというふうなそういう意図があったということ、こういう事実とは現在では否定できないことというふうに承認されなければならぬというふうに思っています。一言で言ってみれば、戦前のそういう調停制度の成り立ちの中には今日の目から見れば非合理的ないしは非民主的な要素があったということとございまして、しかし、日本国憲法下の今日におきまして調停制度が存在している理由あるいはそれが

現に利用されている理由というものは、こういった過去の立法者の意図とは別のところに求められなければならないし、また求めることができるというふうに考える次第でございまして、現在の調停がもしこのような非合理的、非民主的な制度であるとしたらしますならば、ここ数年間ののみをとりましても新受調停事件総数が民事と家事合計で、第一審の訴訟新受事件数の六〇％ないし七〇％にも当たるといふ、そういう事実を説明することはとうてい不可能であろうというふうに思っています。それではなぜ調停が現にそのように利用されるのか、そしてまたなぜそれが存在するののかというところになるわけでございまして、私は一応次のような三つの点をあげてみたいと思っております。

第一は、調停の簡易性、要するに手続が簡単であるということとございまして、これには手続の経済性、迅速性ということが結びつきます。ここで私が手続の簡易性というふうに申しますのは、手続が非法律家たる一般国民にもよく理解できるという意味でございまして、そのために非法律家たる一般国民は特別な法律専門家を要しないで自分でこの制度を利用することができるといふわけでございまして、すでに経済的という利点があることは言うまでもございせん。しかし調停の手続が簡明であつて、しろうとにもよくわかるということの利点は単に経済的というだけにはとどまらないように思っています。現在このような管理社会の中にあつてやはり自分の権利がどういう手続でどのようにして処理されていくのかということと当事者が自分の目で見て、自分の耳で確かめることができる手続というものはやはりそれなりに重要な意味があるというふうに思うわけでございまして、むしろ非常に多額の事件というふうになります。これは簡単な手続で済ますというわけにはまいりませんから、訴訟制度の必要性というところは当然肯定されるわけでございまして、そうなりますと、調停の簡易性というのことは少なからず事件というものの処理に適しているというふうに言うことができないのではないかと思います。

それから第二に、調停が利用される理由として考えられることは、争いの解決の内容が柔軟だということとございまして、一例をあげますれば、交通事故によって人身障害を受けた者、それによって労働能力を失ったという者が損害賠償をしようとするとき、現在の訴訟の制度のもとではこういふ定期賠償というふうな方法は一般にできないというふうに考えられていたわけでございまして、それは実体法がそういった損害賠償の方法を認めていないからでございまして、現在のよう流動化する社会で、またその流動する中で、個々の時点で非常に複雑多様にかままり合った社会関係というものが形成されております時代には、あらかじめ権利の発生を要件とする権利の内容とともに固定しておいて、その法規を適用して争いの解決をするという、そういう方式が必ずしも具体的な妥当性を得るゆえんではないという事件が次第に増加しているわけでございまして、これが世界の各国におきまして、いわゆる訴訟の非訟化あるいは非訟事件の増大という現象を呼び起こしている理由であるというふうに思われます。調停は、やや大げさになりますが、こういった現象の背後に横たわる問題の一つの解決方式としても十分意味があるというふうに思われます。

さらに第三に、調停には民間人たる調停委員というものが存在しているということからくる国民の親近性といえますが、そういうものが非常に注目されなければならないと思われるわけでございまして、ここでは、法律の専門家に話をするという場合に感ずる気詰まりといふもの、何か自分の言いたいことを十分に理解してもらえないのではないかと不安といふものが除去されるわけでございまして、調停委員は利用者と同一民間人でございまして、利用者の立場からものを考え、紛争の解決に当たってくださるという、そういう信頼感があるということになるわけでございまして、家事調停につきましては、なおこのほか、手

統の非公開性というようなことを調停制度が利用される理由としてあげることができるとかと思ひます。要するに、調停は、決して過去の遺物なのではなくて、現代においても、訴訟と並ぶ民事紛争解決制度としての存在理由を持つものである。調停に適する事件、一口で、やや卑見であります。が、まとめて言うとなれば、少額の、しかも非訟的な処理に適するといふような、そういう事件といふものはやはり調停によつて処理されることが望ましい。それがまた本来の訴訟の負担過重を解消するゆゑんでもあるといふふうに思ふのであります。

ところが、近時、紛争解決制度としての調停の機能が低下する傾向にあるといふふうにいわれております。統計を見ましても、確かに民事調停事件では新受事件数が漸減の傾向にありますし、民事、家事両方を通じて、調停の成立率といひますか、成功する率が減少しております。こういつた傾向が、いわゆる国民の権利意識の向上の結果であつて、むしろ歓迎すべきものであるといふのであれば何も問題はないわけですが、しかし、そのようにばかり見るわけにはいかないのではないかと、私には思ひます。調停の機能低下の原因として、私は、利用者のほうの立場から見た場合には、次の二点を指摘することができるとは思ひます。

第一は、調停において提供される紛争解決案が調停制度の利用者の要求に合致してないのではないかと、現代における調停の利用者は、先ほど申し上げましたように、決して調停に没法律的解決を求めているわけではないのであります。制度の前述の意味での簡易性とか柔軟性、あるいは親近性といふもののゆゑにこれを利用してゐるわけでございます。このことは、調停の実証的研究をしております学者によつて証明されてゐるところでございます。ところが、調停において提供されるサービスといふものは、利用者の新しい需要に應じ切れず、しばしば前法律的あるいは没法律的解決案であるといふこ

とがあるようではございます。このことは、調停における事実調査の不足という手続面と、それから調停委員の現代に期待される調停委員としての適格性の欠陥といふ主体面と、その双方に原因を有するといふふうに言えるかと思ひます。

調停の利用率が落ちてきたと考へられる原因の第二といひましては、現在の調停制度の仕組みが利用者の便宜にマッチしてないといふこととでございます。いわば調停制度の利用者へのサービス不足といふふうに言えるかと思ひます。たとえば、確かに調停は話し合いによる紛争の解決でありますから、調停を申し立てるほうが相手の住所地の裁判所に出かけていって調停をするのが原則であるといふことはそれでよろしいと思ひます。しかし、不法行為によつて身体障害を受けたような者まで、現在の制度では相手方のところへ出ていかなければならぬといふことになるわけでございます。被害者がこういう場合には初めからこの制度を利用する気にならないといふことになるだらうと思はれるわけでございます。

また、それと関連いたしまして、遠隔地にいる者同士の調停といふものにつきまして、単に三千円の過料で、その心理的圧迫で出頭を期待するといふようなことではとても不十分であるといふことは言うまでもございません。さらに、調停は簡易な手続であつて、自分で利用できるところがメリットだといふふうに申しましたが、実際にこれを利用するには、利用者の側から見るといろいろの制約がございます。一番大きな制約の一つと考へられるのは時間的な制約でございます。そこで、いわゆる即日調停とか、時間外調停といううな、調停を申し立てたらその日にすぐ自分の言ひ分を聞いてくれるとか、夕方五時過ぎでも裁判所へ行つて申し立てをすれば調停を受け付けてくれるといふような、そういうサービスがないと、国民はこの制度を広く利用することが困難になるわけでございます。アメリカの少額裁判所——これですべてであるかどうかは私も存じませんが、アメリカの少額裁判所のうちの少なくとも一部のものは、夜間に、しかも即日判決をするといふようなことが報告されております。こういうことは調停についても十分考へるべきであらう。ことに、先ほど申しましたように、わが国の調停といふのが少額事件の処理に適しているといふことであれば、ますます考慮すべきであらうといふふうに思はれるわけでございます。やや誇張して申し上げますれば、現在の調停制度はサービスが不足している上に、なされてゐるサービスも利用者の需要に合わない面が出てきたといふこととでございます。

そこで、このような観点から見ても、では今回の改正案をどういふふうに考へるかといふことになるわけでございますが、私は、このような現行制度の欠陥を是正しあるいは是正し得るような制度的整備をはかるうとするものとして、大筋において賛成をしたいといふふうに思ひます。

第一に、これから、もうあまり時間がございませんので、こまかい点は後ほどもし御質問でもあればお答えしたいと思ひますが、ごく大まかに申し上げますと、まず第一に、改正法は、交通調停について被害者の住所地、それからまた公害等調停につきましては被害発生地の裁判所にそれぞれ管轄を認めております。これは言うまでもなく調停を利用しやすいものであると考へます。

それから第二に、改正法は、隔地者間の調停を円滑ならしめるために二つの新しい制度を導入しております。改正民事調停法八条で、調停委員の——これは家事審判法二十二条の二も同様でございます——一々お断りすることを省略させていただきます。一々お断りしますが、改正民事調停法八条一項では、調停委員の職務として、「囑託に係る紛争の解決に関する事件の關係人の意見の聴取」といふそういう制度を定めました。また、家事審判法の改正二十一條の二では、遺産分割に関する調停の特則を定めております。これらは言うまでもなく、離れた地にいる關係人、ことに遺産分割の場合にはそれが多数にのぼるということが多いわけでございますので、そういう者の間でもなお調停

が行なわれるようにしようとする努力であるわけでございます。

第三に、私は、改正民事調停法八条二項、同じく家事審判法二十二条の二第二項でございまして、これが調停委員を当初から非常勤の公務員として任命するといふことにしているのにも賛成したいと考へます。非常勤公務員化することによつて、手当が支給されることになり、大幅な待遇改善がなされることとは、言うまでもなく、よい人材を集めるのにきつめて有効であります。しかし、私が非常勤公務員化に賛成したいと思ひますのは、決して調停委員の待遇改善という理由のみによるわけではございません。それと並びまして、この改正によつて調停利用者へのよりよいサービスが期待できるといふふうに思ふからでございます。現在の調停委員候補者制度のもとでは、担当事件を離れて調停委員の職務はあり得ないわけでございます。ですから、改正法八条一項が意圖するような先ほどの隔地者間の調停の場合の、囑託による關係人の意見聴取といふようなことは不可能でありますし、ひいては管轄の拡張だけでもその実効があらぬといふところがあるわけでございます。今回の改正により、一方で、被害者の住所地、被害発生地の管轄といふものが認められました。こうなりますと、必然的に相手方の住所地外の裁判所での調停といふ場合が増加するわけでございます。ですから、隔地者間の調停を円滑にさせるという措置を伴わないで管轄の拡張だけ認めてみても、結局は絵にかいたもちになる危険が多分にあるわけでございます。したがって、管轄の拡張に伴つて今回こういつた隔地者間の調停を円滑ならしめるような措置を講じたといふことは、必然的な結びつきがあるといふふうに私は考へるわけでございます。また、先ほど申しました即日調停や時間外調停のための執務体制といふものを整へることも、現行の調停委員候補者制度のもとではきつめて困難でございます。あるいは現行法のもとでも、若干の裁判所で即日調停の試みがなされてゐるといふようなことも仄聞したことがござ

います。しかし、これは現行法でもできるではないかというのではないのでありまして、これは国民の期待に沿うような調停を実現しようとするならば、どうしても担当事件の職務の範囲にとどまることはできないということを意味するものだといふふうに考えるべきだと思います。さらに、調停委員候補者制度のもとでは困難でございますが、非常勤公務員制度のもとでは調停委員の研修ということもきわめて円滑に行なわれ得るということになるわけでございます。このように調停利用者の立場から見ますと、調停委員を非常勤公務員化するということとは、自分たちへのサービスがそれだけより多くなるということになるわけでございます。まして、たいへん望ましいことであるといふふうに私は考えるわけでございます。しかし、非常勤公務員制度のもとでは、調停委員の負担が逆に過重になり、かえって人材を集めにくくなるのではないかと懸念が出てくることもまた無理からぬものがあるといふふうに思います。しかし、担当事件外の職務は、何もすべての調停委員が遂行しなければならぬということにはならないわけでございます。現在の制度のもとにおきまして、調停委員候補者は裁判所から、調停主任から指定を受ければ原則として辞退はできないということになっております。しかし実際の運用におきましては、各調停委員のそれぞれの時間的余裕等を考えまして、決して担当事件数を一律にしているわけではないわけでございます。今度の改正後の非常勤公務員制度のもとにおいても、当然同様の配慮はなされるはずであるといふふうに考えて差しつかえないと思つております。で、それよりも、調停が一その国民に利用されるものとなり、簡易な紛争解決制度として愛好されるようになれば、それだけ国民の司法参加の意義も高まるわけでございますから、調停委員の職を引き受ける層が広がるということを期待しても、あながちそれは望みのない期待といふことは言えないであらうといふふうに思います。

のでありますが、言うまでもなく、調停制度の改善が必要となるのは決して今回の各事項だけに尽きるわけではございません。ことに裁判官不在の調停というのは、法の予定するところから逸脱しているといふことは否定できないわけでございます。して、かかる事態が早急に改められるような必要な方策がとられるよう、この機会にあわせて要望しておきたいと思つています。

○委員長(原田立君) どうもありがとうございます。次に、江藤参考人をお願いいたします。

○参考人(江藤俊彦君) このたびの改正法律案につきまして、一法律学者としての意見を述べさせていただきます。この法律案につきまして私の率直な感想を最初に申し上げますと、いわゆる角をためて牛を殺すという結果を招くことになりはしないかという危惧の念を抱いておられることとあります。それについて若干これからお話ししていきたいと思つていますが、順序としましては、最初に調停制度というものをどう考えるべきかということ、それから先ほど竹下参考人のほうから言われましたけれども、簡単に歴史をながめまして、今回の改正についてそれを反省の資として見ていきたいというように思います。

御承知のように、調停におきましては、第三者が双方を仲介し、折り合わせて紛争の解決に協力すること、これが大体において調停の概念規定になるかと思つています。要するに、あつせん調停案の提示といふことの二つの内容をもつて調停は成立しているのではないかと。そうしますと、調停人による調停案の提示といふものは勧告的のものであつて、紛争がその解決を見るときには、双方がこの調停案を承諾するといふことによつて和解が成立するからであるといふように考えられるわけでありまして、したがういまして、調停人の判断が当事者を拘束するといふことはないと、この点で、仲裁判断とは全く異なるという実質を有するものといふように言うことができるわけでありま

す。このように第三者のあつせんがまた存在する点においては、調停はいわゆる和解といふものとも異なつてくるわけでありまして、で、このような調停の性質といふことからいいますと、いろいろな点で微妙なバランスの上にこれが成立しているのではないかと。いふように考えられるわけでありまして。いふばかりで中世期において行なわれませんでしたような一種の同僚裁判の内容を調停が持っている場合におきましては、両当事者と調停人という三主体がそれぞれ平等な法主体として存在することになるわけでありまして、調停人による調停案の提示、またあつせんといふものも、自主的な解決としてなされる可能性を多分に含んでいることになると思つております。しかし調停人といふものが一定の優越的な地位といふものを持つておられる場合には、この調停案の提示といふことが、この調停制度に対して何がしかの陰を投げざるを得ないという側面は否定できないのではないかと。いふように思つております。そういういたしますと、調停制度がそういう当事者の自主的な紛争解決意思といふものを前提として成立している以上、その意思を尊重するといふことが、その制度の運用いかんによつてははなはだ微妙な陰のもとに置かれてしまつて、したがつてまたその本質が否定されてしまつていくことにすらなるのではないだろうかといふふうに考えるわけでありまして。その意味におきまして、国家的制度として調停が一般的に行なわれる場合には常に、繰り返すことになりまして、いま申し上げたような危険を常に内在しているといふように考えられるわけでありまして、今回の改正案について見ますならば、非常勤公務員化といふことによりまして、その点により大きな陰が投げかけられるといふことになるのではないだろうかといふように考えられるわけでありまして。さらにまた国民の司法参加といふ場合の側面から考えまして、決してこのような非常勤の国家公務員化といふことによりましては、一般の国民の参加といふことは、やはり相当程度限定されるということになつてまい

りますので、国民の司法参加ということも実質的には相当程度後退せざるを得ないということになるのではないだろうかと思つております。したがういまして、当事者の自主的な紛争解決の意思の尊重、また先ほど申し上げましたような同僚裁判の特質といふものを維持して、調停を本来の調停として機能させるというこのためには、今回の改正はその点では私はマイナスのものとして考えざるを得ないといふふうに思います。

次に、簡単に歴史について考えてみたいと思つていますが、御承知のように、わが国におきましては、先ほどの竹下参考人の説明がありましたように、大正期において各種の調停法が出てくるわけでありまして、この各種調停法といふものが、大正デモクラシーの時代において、一定の家族国家原理によつてのみでは体制を支配し得なくなつた、維持し得なくなつたといふことから、借地借家調停法、あるいはまた小作調停法、労働争議調停法といったように、家族国家原理外のいわば特殊意思といふものを暗黙のうちに承認するといふことによつて成立してまいりまして、その間における紛争といふものを解決するといふことになつてきたわけでありまして、この場合に紛争が解決されたといひましたけれども、たとえば借家人あるいは小作人あるいは労働者といふものの保護の機能を一定程度果たしたといふことは否定できないこととでありますけれども、実質的にはこの調停制度によつてはそれぞれの権利保護といふことにはならなかつた。要するに、かりに実質的な成果を得たといひましたけれども、それは家主あるいは資本家あるいは地主の恩恵的な譲歩でしかないといふことであつたのではないだろうか。そのように本来調停といふものは国民の権利意識といふものとの関連で見ますと、はなはだマイナス的な役割りを歴史的には果たしてきかた。あえて言えば、国民の権利意識といふものを抑制するといふことをその機能としてどうしても持たざるを得なかつた側面が戦前の歴史においてはあつたのではないだろうか。

そのように見てまいりますと、戦後において調停法というものがどのような形で機能すべきかという点になりますと、一つは、先ほど申し上げましたような同僚裁判的な色彩をより持つべきではないだろうか。さらにまた、国民の権利意識をより助長させ、伸張させる方向において運営されるべきこと、そういうことになるべきではないだろうかという点になると思われたい。

そのような形で本来調停制度が戦後においてはあつては改定されるべきであつたのではないかと考へるわけでありませうけれども、民事調停法の制定におきまして、このような戦前における基本的な理念といふものについての反省あるいは転回といふことは意識的になされなかつた、意識的な形でなされなかつたということが戦後の歴史において検証されることだらうと思われたい。わが国家体制の戦後における転換といふことから考へた場合、やはりそれに合わせた、単に各種調停法を統合整理するといふものではなくて、新しい理念に立つた調停制度といふものが考へられるべきであつたのではないかと。繰り返すことになりませうけれども、国民の権利意識を確立する方向で、さらにまた国民の自主的な紛争解決権能といふものを尊重する上立つての調停法といふものが制定されるべきであつたと思われたい。

ありますが、ついにそれがなされずにそのまま来たわけでありませう。しかも、現在の現行法制上見た場合に、民事訴訟との関連で見た場合、単に調停法といふのは並列的、重疊的、選択的な制度にとどまるものではなくて、むしろ競合的な性質を有する重大な紛争解決制度になつてゐる。この点は戦前におけるとは全く異質なものとする評価できるのではないだろうか。

それは一つは、職権調停といふものが大幅に認められてゐるということだらうと思われたい。あります。で、この点におきまして調停法といふものが単に一つの国民によつてたまたま訴訟を選択するか、あるいは調停を選択するかという問題ではなくて、訴訟の過程においても争点の整理あるい

は証拠の整理といふものが完了しない限りにおいては、当事者の合意がなくても職権調停に付することができ。その後においても当事者の合意があれば職権調停に付することができ。しかも、他庁調停、自庁調停といふようなことが認められておるわけでありませうから、相当程度その調停の果たす機能といふのは比重が戦前においては質的に異なるほどに変化してきてゐる。

そのような調停制度といふものを、先ほど申し上げたような意味で、調停を調停として機能させるというためには、やはり繰り返すことになりませうが、理念の転換が必要であるのではないかと。そのためにはまた調停主任としての裁判官、これは先ほども竹下参考人の御意見にもありましたが、現実にいへば、主任としての裁判官が常におり、また公証官としての裁判書記官といふものが常におる。それによつていへば法的側面が担保され、他方事実について言へば当事者の現実といふものに立つた情理に基づく判断といふものが他方調停委員によつてなされるという、その二つの事実面と法的側面といふものがかみ合うことによつてよりうまく調停制度といふものがいくつではないだろうか。

まず第一に、私はなされるべきことは、やはりこのような調停主任としての裁判官不在の調停ではなくて、それこそがまず第一に現行の今回の改正においてなされるべきこと、あるいはまたこれは法の改正を待つまでもなく実現され得ることなんでありませう。その充実増員といふことがまず第一に望まれなければならないであらう。そのような法律家といふものと調停委員、全く一国民としての調停委員が参加するということによつてよりよく国民にサービスをし期待にこたへるものになつていくのではないだろうかというように考へるわけでありませう。

さらに若干ふえんたいしますと、今回の非常勤公務員化ということについて考へますと、確かにいろいろな面からそれを主張される理由といふの

は私としても十分理解できるわけでありませうけれども、この点はさらにもう一つの問題点を含むのではないだろうか。それは現実に弁護士総数の三〇％が調停委員として活動しているという現実があるわけでありませう。そういたしますと、弁護士の中に二つの弁護士といふものを現実に上り上げていくことになるのではないだろうか。くり上げていくことになるのではないだろうか。要するに、非常勤公務員としての身分を持つ弁護士とそうでない弁護士といふ二つの弁護士をつくり出すといふことは、やはり弁護士としての喪失といふ問題と関係あるいはまた弁護士としての格といふ点で非常に大きな問題を投げかけてゐるのではないだろうかというように思われたい。そして、この点につきましては御質問等があればあとでお答えしたいと思われたい。

さらに今回の職務の拡張といった点について考へた場合に、先ほど申し上げました非常勤公務員といふこと自体によつて調停委員が調停委員候補者から非常勤公務員になるというところは、結果的にいへば調停委員の性格の変質であるといふように考へられるわけであらう。その面からすればやはり国民の司法参加の可能性といふものは減少するわけですが、そういったような調停委員が現実に行なう職務と定められてゐる場合に専門的知識経験に基づき意見といふことが一つは重要視されてゐるわけでありませう。これは調停委員を鑑定人化する点ではないだろうか。その点でやはり問題を含んでくるのではないだろうか。要するに、専門家といふことの色彩が強くなつてくるということによりまして、私が先ほど申し上げましたような同僚裁判的な色彩といふものが後退せざるを得ないといふように考へられるわけであらう。しかもまた専門家としての調停委員のあつせんといふことはより強制、いわゆる実質的な意味での強制調停へと強制に転化し得る実質といふものを持ち得るのではないだろうかという点でも危惧を抱くわけでありませう。

第二に、嘱託にかかわる紛争解決に関する事件の關係人の意見聴取といふことがあるわけであらうが、この場合にも隔地者間の調停とか負担軽減等といったように確かにメリットがあることは否定し得ないわけでありませうけれども、そういったような単にメリットだけにとどまらず、やはりこのような場合におきましても全くしつうとの調停委員が関与するといふのではなくて——関与するといふことによりまして、事情聴取についての手続的保障もない、その後におけるまた修正手段といふものも担保されないといふことになつてくるわけでありませう。そのためにはやはり調停委員会として、調停主任である裁判官を中心とした調停委員会がこれに当たるといふことによつて初めて手続的な担保もなされるのではないだろうかというように考へるわけでありませう。

最後に、また「その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う」といふ点につきましても、この点も確かに一定の限定といふことがなされておるわけでありませうけれども、法といふものが一たん制定された場合には一人歩きするといふことはこれは否定できない事実であるわけでありませう。今後においてどのような形でそれが広がっていくかといふことについての担保といふものは現実になきにひとしいのではないだろうかといった点で、やはり非常勤公務員化といふものと結びつけていって非常に問題を投げかけてくるのではないだろうかという危惧を抱くものでありませう。

要するに、最初に申し上げましたように、法的な意味での一定のサービスといふことも確かに調停といふものについて現在においては要求されてゐるかもしれないといふことは否定できないわけでありませうけれども、その場合にやはり法的なものとしていへば弁護士あるいは専門家集団といふものを利用するといふことによつて実は調停の本質といふものが否定されていく傾向になつていく、さらにまたその結果として、弁護士といふものについて問題がまた生じてくるといったような点で、私はこの改正といふのが結果的に申ししますと、やはり調停といふものの角をためて牛を殺す

ことになるのではないだろうか、微妙なバランスの上に立っている調停というものの実質を褒賞としてしまふのではないだろうかというように考えるわけであります。簡単でございますが、これで終わりにさせていただきます。

○委員長(原田立君) どうもありがとうございます。

○委員長(原田立君) 委員の異動について御報告いたします。

野坂参三君が委員を辞任され、その補欠として須藤五郎君が選任されました。

○委員長(原田立君) それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐々木静子君 それでは、私から参考人の先生方に対して質問させていただきます。

きょうはお忙しい中を御四名の参考人の先生方にお出ましいただきまして、貴重な御意見を聞かせていただきましてありがとうございます。時間がたいへん限られておりますので、簡単に各参考人にお伺いさせていただきたいと思っております。

まず、曾我参考人にお伺いいたしますが、先ほど来の御意見をお伺いいたしておりますが、非常に現在の調停制度というものがうまく運営されているというお話を承りまして、たいへん心強く思っているわけでございますが、それなれば現在の調停制度でいいのではないかと、どこも悪いところがないのではないかと。もちろん手当を、いまの日当を増額するということはもちろん私も非常にけっこうなわけでございますが、先生方の御意見承っておりますと、まあ奉仕の精神に基づいて非常にうまく運営できているというお話でたいへん敬意を表するわけでございますが、それでは何ゆえに改正しなければならないのかということにたいへん疑問を抱くわけなのでございますが、

いまいちよくわかっていないという御趣旨の御説明じゃなかったわけでございますか、簡単にお答ええたいのでございます。

○参考人(曾我益井君) お答えいたします。

いま現在スミーズにより有利にいつているというところではありますけれども、調停委員そのものにいたしまして、常にえりを正して責任を感じ自覚を持っております。そういったことは、当事者と少しのそこを差をつけるというは語弊がございまして、当事者自身も信頼の度合いが高まるのではないかと、この方たちは国から、関係当局から命ぜられたところの自分らよりの紛争に対して解決をしていただくことの能力のある方であるという、そういうお気持ちを持たれるということ自体は、目的の事件の解決をよりスムーズにするわけになるのではないかと、思うわけなのであります。

○佐々木静子君 いま御意見承りましたが、まあこの調停制度というものが、自分たちと同じ民間人が調停に参与していただくということに調停制度のたいへん利点があるのであって、国から任命されているから自分たちよりえらいんだということと調停というものが解決されるとすると、ここに大きな私は本質的な問題があると思うわけでございます。

次に藤井参考人にお伺いさせていただきます。先ほど先ほど先ほどの御意見の中で、特に日弁連を代表しての御意見というふうに承ったわけでございますので、この弁護士——これは江藤参考人の御意見にもございましたが、弁護士の調停委員が、弁護士の会員のうちで調停委員の方が三分の一以上に及んでいくという関係もございまして、この改正案というものが弁護士会推薦の調停委員に対してどのような影響を与えるであろうかと日弁連としてのお考えになつていらっしゃるのか、その点をまずお述べいただきたいと思っております。

○参考人(藤井英男君) 現在弁護士で調停委員である者が、全体の調停委員の中の約一割程度と聞

いております。しかも地方のほうにまゐりますと、地方の実情は非常に弁護士が訴訟事件に追われて忙しくて、なかなか調停、責任を持って顔を出せないという実情もございまして。それに今度のように、それを年間の任期を切つて非常勤公務員化ということになり、かつ、担当事件外のとくどきものを担当しなきゃならないというふうなことになると思います。これは非常に弁護士としては相当の負担、ことに地方なんかでも辞退者が出るのではないかと。現に私なんかでも非常勤にときどき忙しくて、責任ある調停委員としてつとめられないというところで、司法委員は四、五年やりましたけれども、そういう趣旨から調停委員を御辞退していらっしゃる……。これがいまのような制度になりますと、現実的にやはり相当これじゃつとまらないというふうな動きが出るのではないかと、こういうふうな影響を考えております。

○佐々木静子君 こうした点について同じく江藤参考人が、先ほどから弁護士会の会員のうちの三分の一ぐらいが調停委員になっておられるような事柄であるが、今度の改正について、この弁護士の調停委員というものがさらに調停に参加し得る可能性というものができるのか、あるいはそういう人たちが今度の改正によって調停委員としての責任を負いかねるというふうな事態が起こるというふうにお考えか、どのようにこの問題をお考えでございませうか。

○参考人(江藤俊彦君) 私は現実はどういう形で弁護士の方が対応されるかというところはよくわかりませんが、先ほど私が申し上げましたのは、調停委員総数で見れば確かに弁護士の数は一割ぐらゐであるかもしれないけれども、弁護士総数でそれ、その中の三〇％ぐらゐが現に調停委員になつておられるというのを申し上げたわけであつて、そういうことと約三分の一の弁護士が、他方非常勤公務員になるということになりますと、弁護士の性格に変化が生じてくるのではないだろうかというところであるわけであつて、要するに、一方では非常勤公務員としての身分を持つ弁護士と、

他方ではそうではない弁護士、しかも二年ごとにこれが選任がもしもかりにぐるぐる繰り返されることになりまして、弁護士というものは非常に簡単なことばでいえば在野法曹だということになっているわけだけれども、他面ではそうではないという側面を持たざるを得ないということになつてまいります。さらにまた、いわばその性格の質の変化ということによって、先ほど申し上げましたような非常勤公務員化ということによって、弁護士の性格の質が完全に変わってしまうということすら理論的には考えられるのではないだろうかというように考えるわけであつて、あるいはまたそこまで考えなくても、弁護士一般、中にはそういう可能性を持つということになつてきますと、いわば弁護士法一条でいっているような「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」ということと、それからまた高度の自治権を持つということとの関連でも、弁護士というものはあるいは弁護士会というものが非常勤公務員化ということによって何らかの変化を受けざるを得ないということになつてくるのではないだろうかと思つてわけであつて、一般の政府委員との点では明らかに私は違つてはならないだろうかと。個別、具体的な事件、私権に関するものは基本的な人権に関するような事件というものがまさにその紛争内容になるわけであつて、そういう紛争に参与する者が、片や非常勤公務員であり、片や人権のいない手というふうな形で位置づけられるというものは非常に奇妙なことではないだろうかというふうに私は思つております。ただ、この点について、あまり弁護士会の方で意を介さないようではないか、あまり御議論がそう出ていないようだけれども、はたから見るとはなはだ奇妙な感じがいたします。弁護士会の在野性ということは何もあるいは政府、裁判所と対抗するということがたけでなく、より協力してやつていくということであるわけでありまして、理念的に考えた場合に、やはり個別、具体的な紛争媒介として、裁判所あるいは検察官と弁護士は対立する存

在であるということになっているわけでありまして、それがいいば、あまりいいことばではありませんけれども、二足のわらじをはくようなことになってくるということは非常に妙なことだろうというように考えております。

○佐々木静子君　竹下参考人にお伺いいたしますが、竹下先生のほうはこの非常勤公務員というのはむしろ好ましいんじゃないかというお話のように承ったわけでございますが、いまの最初の先生の御説明で調停制度の利点というものをあげになりました、民間人が紛争解決に参与するということにたいへん意義があるというふうな評価として承ったわけでございますが、その点非常勤公務員化するということは先生の当初の御説明ともちよつと変わってくるんじゃないかということを感じたわけでございますが、そうした民間人であるということの利点ですね、そういう点についていまの先生の御説明との関係でどのような、何ゆえに非常勤公務員のほうがいいのかというふうな論拠をおとりになるのか、私はそこに最初の御説明と若干矛盾するように承ったわけでございますが、いかがなのでございますか。

○参考人(竹下守夫君) 私は非常勤公務員化に賛成というふうに申し上げたのでございまして、御指摘のとおりでございしますが、その理由はむしろ国民に対するサービスが期待できるからというところでございます。つまり、藤井参考人の御意見などとはまさに反対でございまして、利用者の立場から見れば、調停委員が現在のように事件の相当、依頼された指定された事件だけしかやらないというよりは、もっと国民が利用しやすい形で職務をやってくれるというほうがいいだろうということでございます。つまり、即日調停とか時間外調停とかいうことに端的にあらわれてくると思います。したがいまして、決して非常勤公務員化がいいというのと、前と矛盾しないと思うわけございしますが、——ちょっと失礼しました。矛盾すると御指摘の点は、民間人が関与しているといふのが調停のメリットの一つであるというふうによ

したところと矛盾するのではないかと御趣旨だと思いますが、その点は実は私はそれほど質的な違いはないのではないかと考えているわけでございます。つまり、現在の候補者制度のもとにおきまして、結局事件を担当するときには公務員という身分になるわけございまして、その意味ではいわゆる非常勤ではないかもしれないけれども、やはり非常勤の公務員には間違いないわけでございます。あるいは臨時の公務員というふうに言ってもいいのかもしれません。そういうこととございまして、特に、だからといって民間人としての特質が失われるというふうには考えておりません。その点はいまの江藤参考人のほうからお話ございましたような、つまり、各種の政府の委員会の委員などでも同様でございます、別にああいう委員会に委員となっておられる方はおおむね非常勤公務員、今度の改正法のもとの調停委員と同じことだと思いますが、別に、だからといって民間人としての意味が失われるというようなことではなく、むしろまさに民間人であるからこそ委員になつていただいて、政府の行政等に意見を反映させるということになっているんだと考えます。

○佐々木静子君　いまの御意見で、それではたとえば時間外調停あるいは即日調停というものは非常勤公務員じゃなくてもこれはできるんじゃないやございませんでしょうか。いままでも夜間調停などをやっていることもございますし、また即日調停にしても、そのときにおられる調停委員さんの候補者の方に、手のあいておられる方に当該事件の調停委員になっていただくということも、これはいまでも幾らでも行なわれておることでございますので、その点は非常勤公務員とあまり関係ないんじゃないでしょうか、どうなんでしょうか。

○参考人(竹下守夫君) 一部の裁判所でそういう
試みがなされておるといふことは私も聞いてござ
います。しかし、これがそれほどの広い範囲で行
なわれているとは私は考えないわけでございま
す。それから現在行なわれているので運用でもで

きるのではないかという御趣旨、現行制度の運用でもできるのではないかと、御趣旨だと思ひますけれども、それは運用をいたしておりますのは多分に偶然的な要素にからんでおるか、あるいは事実上調停委員の本来の職務外のことまでやつてもらっているか、どちらかになるのではないかというふうに思ひます。つまり、たまたまそのときに、即日調停の申し立てがなされたときに手のすいている調停委員で担当を引き受けてもよろしいと言ひ方がいるかどうかという偶然的な事情にかかつている、あるいは現行制度のワクははみ出すけれども、事実上お願いして若干の方々に担当事件を離れて裁判所のほうへ出向いていただいているか、どちらかではないかというふうに思ひうわけてございます。で、偶然的な事情でできたりできなかったりというのは制度として好ましくないので、ということとは当然でございます。それから後のような事情であるとすれば、それはやはり現行法では無理なのであつて、非常勤公務員化することによつてスムーズに行なわれ、したがつて、また全国的な規模でそういう試みがなされる道が開けてくるだらうというふうに思ひうわけてございます。

○佐々木静子君　あまり時間ございませんので深くお尋ねすることはできないわけですが、そうすると、竹下参考人の場合には、非常勤公務員として一定の時間、何時から何時まで、用事があらうとなかろうと裁判所へ行つてゐると。そういうふうな状態になるということを描いていらつしやるわけでございますね。

○参考人(竹下守夫君) 先ほど申しましたように、実際の運用のしかたはいろいろあるかと思いますが、単純に申し上げますれば、委員の方でそういうふうな勤務のしかたをしてもよろしいと、時間の都合がつくから——たとえば一月に一回なり一週間に一回なり、午前中とか午後とか裁判所へ来ておられるという方がおられれば、そういう方に、いま佐々木委員のおっしゃられましたような形で裁判所へ出頭していただいですればよろしい

ではないかと考えておるわけでございます。その場合に、むろん、そうなると拘束時間が長くなるではないかという問題が出てくると思いますが、それは、先ほど申しましたように、決してすべての人がそうしなきゃならぬということになるわけではないわけでございまして、時間のつく人にやってもらえばよろしい。調停委員は現在でも相当多数いるわけでございますから、全然そういう人がいないというようなことは考えられないというふうに思う次第でございます。

○佐々木静子君　あまり時間がございませんので、簡単にお答えいただきたいと思います。参考人の先方四人とも裁判官不在の調停ということについての御批判を出していच्छるわけでございまして、裁判官が、調停主任官が調停に参与するということもとり望ましいという御意見を四参考人ともお持ちであらうというふうに承ったわけでございますけれども、これは簡単にお答えいただきたいわけでございますが、それでは、今度の改正によって、裁判官は調停委員会の構成のメンバーとして調停にいまよりもずっと関与するようになるであらうという担保があるとお思になるか、どのようにお思いになるか、順番に質問させていただきます。こゝで、参考人からお答えいただきたいと思います。こゝで、裁判官が調停委員会が開かれるごとに出てきていただけるように変更できるというふうにお考えかどうか。結論だけでけっこうです。

○参考人(曾我益井君) お答えいたします。
調停裁判官はお一人でもってあまたの事件をお持ちになつてはおられますけれども、それに加へまして、加わるところの調停委員がそういう非常勤公務員であるというようなことを勘案いたしました、それに対して、また、そういうふうな委員が事情を、その話し合いの結果をそれぞれ報告もいたしておりますし、裁判官からの意見あるいは指導を受けてやっておりますから、そういうふうなことからいたしても、当然、これは参画しておられるものだとは見計らいます。

○参考人(藤井英男君) 藤井でございますが、今

回の改正法案で裁判官不在の調停が解消する担保は何らございせん。もう従前とその点——これははっきり、衆議院段階でも当局説明でもそれは運用でやっつけていく以外にないというふうなことをはっきりおっしゃっておりまして、改正法案でもそのことは全然改善されせん。

○参考人(竹下守夫君) 私もその点については同様でございまして、今回の改正によつて、別に、裁判官の出席が可能になるというところは全くないと思ひます。まさに、それゆゑにこそ、今回の改正には賛成であるけれども、なお、その点について、運用なり制度的な裁判官増員等の方法によつて裁判官が常時出席できるような道を聞いていただきたいというふうに要望した次第でござい

○参考人(江藤俊彦君) 私も同じ所見で、決して担保されてないということでございます。

○佐々木静子君 いまのお話を承りまして、四参考人がござつて主張された、裁判官不在の調停という点については今度の改正で何ら改善されないということがはつきりしたというふうに私も承つて、その点非常に遺憾に思つてゐるわけでございますが、特に藤井参考人にお伺ひしたいと思ひますが、先ほど来、このように法曹として非常に重要な問題を含んでゐるところの今回の調停法の改正について、事前に何らの御相談にあずからなかつた、閣議決定するその直前になつて、こういう改正をするのだということを目弁連のほうにお話があつたのみである、その点について、さほど緊急性を有するといふふうにも目弁連としては受け取れないのに、何ら御相談がなかつたことについてははなはだ遺憾であるという御趣旨の御説明を承つたわけでございますが、これは昭和四十五年の五月十三日、当法務委員会におきまして附帯決議として確認されました法曹三者の協議でございまして、それが、現在いまだ実現されておらず、全く遺憾な状態に立ち至つてゐるわけでございますが、目弁連とすると、この法曹三者の協議をするためにどのような努力をされて

きておられるのか、簡単に経緯を述べていただきたいと思ひますとともに、どうすれば法曹三者協議というものが実現できるかと考えになるかという点もお述べいただきたいと思ひます。

○参考人(藤井英男君) お答えいたします。法曹三者協議につきましては、先ほど言ひましたように、まだ協議会というふうなもの成立しておりません。先ほどの附帯決議は、申し上げましたように、審議会とか諮問委員会はあるけれども、それ以外に、やつぱり法曹三者がこういう国会へ法案を提出する場合はあまり対立した状態であつてくるな、なるべく意見を一致させて持つてこい、そのための協議をということが趣旨であつたといふわけであつて、附帯決議がございまして間もなく最高裁から三者協議をやるうではないかという申し入れを受けまして、それに対して目弁連でいろいろ討議いたしましたが、御承知のように、昭和三十九年に臨司意見書が出ておりました。この臨司意見書の内容というのは御承知のことと思ひますが、司法制度全般をきつめて官僚主義を強化する、中央集権を強化するかなり便宜主義があるといふことで、これはわれわれはつと強い反対をしてまいりました。やはり三者協議でも、臨司意見書に沿つた協議をするといふことではわれわれは困る、もう総会で反対決議もあることで、だから臨司意見書というものとらわれないで、自由に拘泥しないで大いに協議することと賛成である、こういうことで、条件としては臨司意見書に拘泥しない協議をやる、こういうふうな回答をしたわけであつた。幾つか表現その他において最高裁、法務省といきさつございまして、最終的には法務省もいろいろ最高裁の意見を取り次がれまして、臨司意見書に拘泥しないという意味は、臨司意見書に書いてあることはしかし司法制度全般にわたることじゃないか、それを協議にのせないといふことは司法制度の改正についての協議がでないといふことになりはしないかという質問がありました。その点はそうでない、臨司意見書に書いてあることを議題として大いに

協議するのはよろしい、ただしそこに書いてあることに従つて協議する、それを実施するための協議では困るのだという回答をしまして、最終的には法務省でそれならわかつた、それならそういう趣旨でという法務省案を示された。目弁連としては大体その法務省案ならよろしかろうということであつた。最高裁がそれに対してさらに、いやそれでわかつたけれども、もう一つ覚え書きをつけ、協議がまとまらない場合は原案執行権ができる、原案執行ができる、こういう一札をさらにそこへ入れてやつてくれ、こういう最高裁から最終的に申し入れがありまして、そこまで最高裁こだわらぬならこれはとても無理ではなからうかといふ、最高裁のその申し入れのままこの三者協議は残念ながらとどめた。

しかし目弁連としては、できるだけ法曹三者が国民のために、ことに重要な司法制度を改正するのにはこれが大いに協議していただく、これはけつこうである、もう積極的にそれは本年度も協議のひとつ場をつくらうじゃないか、この努力は目弁連の執行部としてやる、ということが本年度の強い方針としてございましております。

○佐々木静子君 それから藤井参考人にお伺ひいたしますが、いま江藤先生のはうから本調停法改正について目弁連の反応について若干御批判があつたわけでございますが、目弁連がこのことについて反対意見を表明していらつしやるといふことは、衆議院段階においてもいろいろと議題となつておるわけでございますが、最近の五月二日に目弁連の全国理事会で本調停法案について新たに意思表明がなされたといふことを伺つてゐるわけでございますが、その内容など若干御説明いただきたいと思ひます。簡単にお願いしたいと思ひます。

○参考人(藤井英男君) その全体理事会で決議した内容をちょっとお配りする——してないかも知れませんが、結局、これは先ほど申ししま

た二点に強く反対をするということでございます。本来なら、これは五月二十五日に総会がございまして総会決議案として、各地から出ているので——総会決議では時間的にいま大事な法律審議段階に入つてゐるから、むしろこの全体理事会でこれを本日満場一致決議しようということになりまして、緊急的にこの間決議になつたわけでありまして、なお、従来、全体理事会、御承知のように目弁連はそう官僚システムでございせん。きつめて自由な討議がなされます。全体理事会も必ず反対論も出る、批判論も出る。ところが、この決議については、ふしぎに反対、批判の意見は出ませんで、むしろ満場一致、強い地方のほうから支持があつた。ぜひこの段階でやるべきだ、こういうことでこの決議ができたわけであつた。

○佐々木静子君 江藤参考人によつてお尋ねしたいのでございまして、これは裁判所の職員組合、全司法が強く反対しておるわけでございますが、その反対の論拠の一つに、調停委員が事実調査についての権限を持つようになれば、特に家事審判法におきまして家事調査官ですね、調査官のプロフェッショナルな調査権とダブつてくるのじゃないかといふことで、主として家庭裁判所の調査官がこの点について反対意見を表明してゐるわけでございますが、江藤参考人はそういう点についてどのようにお考えでございましてか。

○参考人(江藤俊彦君) 実は私、あまり家事調停のほうはよく知らないでございましてけれども、確かにいま言われたように、家事調査官の調査権といふものとオーバラップしてゐるということはあると思ひます。ですから、また特に専門的知識云々といふことでうたわれてゐるわけだけれども、そういうことです、その面から見ても、かつて鑑定人的な役割を持たされてゐるのではないだろうかといふように、他面また危惧するところでもあるわけでございますけれども。

○佐々木静子君 それでは最後に藤井参考人に伺いたいと思ひますが、本改正が、これは調停委員がもつぱらいままでの、現在の調停法によりまし

と、もつぱら調停委員の奉仕に依存してこの調停というものが進められている、非常に経済的に調停委員に報われないお仕事として調停に参与していただいているということから、この調停委員の待遇を改善するというのがこの本改正のうたい文句になっているわけですが、これは日弁連も、もちろん待遇改善については御異論ないどころか、かねてより待遇改善を御主張なさっておられたとおりで、ご意見を申し上げますが、これが日当の増額というものについて、いま先生のほうで、いまの調停法で日当の増額は可能であるというお話がございましたので、その論拠を若干お伺いさせていただきますと思うわけでございます。

○参考人(藤井英男君) いまのと関連しまして、先ほど委員手当てで支給できるといふことでありますが、これは時間の関係で詳しく申し上げませんが、今回の改正案で、たとえば民事調停法の九条で、これはちゃんと手当を、最高裁の定める手当を支給、この九条——八条がなくても、われわれ九条で手当が支給できるといふこれはもう考え十分持っているのです。だけれども、その点はいま御質問にございせんから日当の点で申し上げます。現行法、調停委員の日当につきましても、民事調停法では九条で最高裁が定めるといふことになっております。それを受けて調停委員規則の十条で「日当の額は、一日当たり千三百円以内において、裁判所が定める。」、こういう規定がございします。この額は、その調停委員規則で定められている額は旅費法で定める内閣総理大臣の旅行日当と同額である、現在は千七百円だといふことで、それが最高限だといふような説明が当局によってなされております。この旅費法の日当といふのはあくまで実費弁償という性格を持っており、ご意見が、ところが、日当といふことはことばですが、法令用語はこのような旅費法で定める日当に限定されてはならないわけでございます。たとえば、証人とか参考人、あるいは鑑定人、国選弁護人らに対しても日当というものがち

やんと支給されております。かなりの額でございます。そういう日当は出頭雑費の実費弁償のほかに出頭による収益の喪失という補償の要素が入っており、そのことを衆議院で勝見部長もはっきりおっしゃっております。そうしますと、日当には二通りあって、旅費法の日当とそれからそれ以外の、特に根拠法を定めれば、そういう日当といふことで限定しない額を支給できると、こういうふうな法のためにはなっているわけですね。そうしますと、先ほど申しました証人、参考人、鑑定人、国選弁護人の日当の額というものはそれぞれ根拠法で支給しておりますので、現行調停委員に対する日当も、現行法九条のたとえば表現を少し変えれば、これ十分可能である、それを受けた調停委員規則で日当の最高額というものを引き上げる改正をすれば幾らでも日当の額の引き上げはできるんじゃないか、このようなふうな解し方をしております。それですから、私も申し上げたいことは、待遇改善のためにもう少し法技術的なことをや努力をして——そういうことをしないで直ちに調停委員の身分を変更して当初からの公務員にしないか改善ができません、これがおかしいと思うのです。もう少し、幾らだつて専門家でいらつしやる者がくふうすれば、われわれ少し考えても、身分をこうしないといけない、あるいは事件外の職務を拡張しないとできないんじゃない、九条の日当というものが旅費法に押えられちゃうんだと、こういう根拠はきわめておかしいと思うのです。そういう点、もう少し当局で御研究願えれば、このような八条というふうな問題のことがなくとも十分待遇は改善できる、こういうふうにわれわれ考えております。

○佐々木静子君 これ、もう一つ最後に、この民事調停法改正案の八条全部の削除という御要望が日弁連から先ほどの御意見にも出ておられるわけですが、この八条の二項、身分に関する問題として、この任免権者が最高裁判所になるということも中央集権的で非常に好ましくないと私も思

っているわけですが、この八条一項の問題でございますが、「嘱託に係る紛争の解決に関する事件の關係人の意見の聴取」これは日弁連とすると、いままでのように受命裁判官とか、そういう制度で十分にまかなえるのではないかとこのお考えと承っているわけでございますか。

○参考人(藤井英男君) そうでございます。○佐々木静子君 それから「その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務」ということについて日弁連はどのように解釈をしておられるのか、そして、解釈しておられることの中、これならかまわないであろうと思われるような事務があるのかどうか、あるとすれば、それをここで最高裁規則に譲らずに法律で織り込んでいくということもお考えなのかどうか、そこら辺の御意見を聞かしていただきたいと思ひます。

○参考人(藤井英男君) 隔地者間の問題につきましては、いまおっしゃったとおりでございます。そのほかの、たとえば隔地者間の關係人の意見聴取とか、それから専門家として意見を述べる、その他最高裁の定める事務ということでございますが、それは衆議院段階における説明によりまして、事実の調査に限定するんだ、規則でそうするんだと、こういうような御説明をされております。日弁連としましては、このような事件を離れて、事件の本質に、当事者の言ひ分や何かを十分聞かない、たまたま専門家であるというふうなことで、あるいは離れておいて事件を十分聞かない第三者がこういうふうな言ひ分や、ほとんど裁判所の命令で意見を述べたり、それから意見を聞いたり事実調査をされる、これは根本がおかしいじゃないかと申しておるわけなんです。それで、先ほど竹下先生は、そういう面でするサービスになるじゃないかというふうなことなんです、これは幾らでも現行法で方法があるわけですね。隔地者間の場合は、向こうの裁判所に頼んで、それで向こうの調停委員会——調停委員会というものは、これは裁判官と両方で構成されますから、一人の調停委員ということよりかなり公正が担保されて

くるわけなんです、聞いていただくような場合、それから事実の調査。たとえば家事審判法なんか、もう優秀な調停委員がいまおられるわけですね。そういう制度が十分あるのに、わざわざこういうふうな一人の中の調停委員に、しかもその事件を担当しない者にそういう事実の調査を命ずるといふようなこと、これはきわめておかしいと思ひます。

だから根本に、民調法八条あるいは家事審判法二十二条の二というのはいまも構想がおかしくないかと、こういうのが根本の意見ですが、なお、いま言われた、その他最高裁の定めるといふ不定量の事務、これにつきましては立法上もおかしいと思ひます。前の二つが並べてあるのです。關係人の意見の聴取とか、それから専門家として意見を述べるといふこと、明文で書いてある。なぜ

——事実の調査に限定するんだという御説明ならば、こゝへ事実の調査と書けばいいじゃないかと、どうしてそれが法で限定できないのか。最高裁は従来規則で定めるからそうしたいんだとおっしゃるけれども、今回、こんなに問題になっているんですから、いいじゃないかと思ひます。ところが、それはさっき言ったように、大前提がどうもおかしいといふことで、われわれはむしろ民調法の八条全体、それから家事審判法の二十二条の二全体、これ自体きわめておかしい構想であるといふことで反対しているわけです。

○佐々木静子君 どうもありがとうございます。もつとお尋ねしたいんですが、持ち時間が過ぎましたので、私の質問終わりたいと思ひます。

○後藤藤隆君 佐々木委員から詳細な御質問がありましたので、ごく簡単に御答へいたしますが、[委員長退席、理事佐々木静子君着席] まず、曾我先生にお伺いいたしますが、御承知のとおり、現在でも担当事件については公務員という資格を持つておられるわけですが、これを非常勤の公務員にしたからといって、これはいままでと異なつて官僚主義というか権力主義というふうなことはないかと、自分としてはそういう

のが長い間、二年かかってやりましたが、私もやはり初めからしいままであのメンバーであつて、弁護士会の島田先生もそうじゃなかったかと思ふが、何か弁護士会から神戸の先生も入つておりましたが、そうしてとにかく臨時司法制度調査会は満場一致でもつてあれはまとめたわけなんです。そこでもつて日弁連はもうこれは徹頭徹尾あれには反対だというようないふ態度をとつておられますが、ところが、やはり最高裁としては、二年がかりでもつてつくつたああいふようなふうな制度であるから、全然あれは抜きにしてしまつて、無視して、そうしてまるであとと真正面反対のことを自分のほうでもつて何するということは、よほどのそこに決心が必要なんです。だから大体あの趣旨に沿うようなふうに、やつぱり努力をせなけりやいけないんじゃないかというふうなふうに最高裁として考えるのは当然だと、まあ思つておりますが、そこでもつて一応その趣旨に従つてあなたの方のほうに、最高裁のほうから日弁連あるいはまた法務省のほうから日弁連のほうに三者協議を持とうということでもつて、さっきのお

話でいろいろな折衝があつたけれども、あの臨時司法制度調査会のあれを基礎にするようにあれば、基本にするようにあれば、もう反対だというふうなふうのこのお話は先生からさうお考えなわけですが、やはり現在先生はそれをどうお考えになつておられるのか、あまりくどいことを申しましたが、意見がまとまらなければ、三者の意見がまとまらなければ絶対法案を出しやいけないというふうなふうな御意見か、それとも要するに意見がまとまらなくてもそれはやむを得ないけれども、意見を求めることについて十分な手段を尽くしておられぬじゃないか、その点が手落ちじゃないかといつてそれをお責めになるのか、その点を一応伺つておきたいと思つてます。

○参考人(藤井英男君) まあとにかく参議院が最終段階で、われわれこの調停法には重大な関心を持つておりますので、多少ことばが強かつた、ただいま先生のおっしゃるような響きを持ったかと思つてます。私の言う趣旨は、日弁連と協議をしたか、かつたから、それで国会に出せないとか、法的拘束力がないという、そういう趣旨でももちろんございませぬ。その真意は日弁連をもっと尊重してもらいたい。こういう大事な改正をするんだつたら、今回だつて一回説明会があつただけ、正式には、それで最高裁と日弁連との間には、従来、裁判所弁護士会連絡協議会というものをお互いに持つてゐるというところで持ったんです。そこへも全然出されな。それから法務省でも説明会されましたけれども、もう少し日弁連の協議を求めようと思つて、これについてどうだろうというお求めになるのなれないですが、もう意見書その他出ているからわかつておると、協議しなくてもわかつておるといふふうな御意見で求められぬ。これははなはだ遺憾であるということです。今後はもう少し日弁連を尊重してもらいたい。これは法曹の中で裁判所は二千人、それから法務省の検事さんはもつとたくさんですが、もう弁護士は一人おられます。そういう多くの法曹のおる団体でございまして、これは直接加入、全国。こういう意見は、い

まのようにもう反対はわかつてゐるから協議したくてもいいんだと、今回のように予算が通つていくからもう間に合わないんだと、こういうふうなことは今後困るでないかと。で、さきの附帯決議の精神もおっしゃるような精神。まずもう少しそういうことを尊重して、国会でもせつかくあつて附帯決議をいただいてゐるんだからということでございます。

それからあと臨司意見書の点は、先ほど満場一致で可決になつたとおっしゃいますが、これとちよつと御記憶違いじゃないかと思つてます。簡裁の判事あるいは副検事等に法曹資格を与えとか、そういうふうな点では強く審議会段階で反対をされておりました。それから日弁連はこれに對して、この臨司意見書が出て、間もなく全面的に批判書というものを採択しております。その批判書でいふん検討したところ、この臨司意見書は法曹一元の基盤を培養すると書いてある。基盤を培養すると書いてあるのに、実際最高裁がおやりになることは、基盤培養とまるで、法曹一元というのは、できるだけ弁護士からなれるようなふうな体制をつくつてもう、それから、その裁判官をできるだけ一律階層性というものをなくするというのが、御承知のように英米の法曹一元制度です。待遇とか地位がなるべく裁判官には階層を設けないようにする、官僚性、集権的でない、裁判官会議が重視される。これが法曹一元で、そつちに向かつてこれを実施されるならいいけど、どうもいまの最高裁の、われわれのほうから見ても、どうも法曹一元の基盤を培養せよという臨司意見書の基本が書いてあるんですが、逆のことをどんどん実施される。だから、われわれその実施に反対だといふことになつたわけです。その点ひとつ御了解願ひたいと思つてます。

○後藤義隆君 次に尋ねたいと思いますが、先日やはりこういうお話もあつたのでありますが、この中に、やはりここにもあるようであります、

非常勤の公務員にするということが絶対反対だ。その理由には、おことばの中に、官僚主義になるとか権威主義になるとかいうような御趣旨のお話もあつたのでありますが、どうなんでしょう、いま弁護士さんが考へてですね、一般の公務員を権力者だといふふうな考へてですね、尊敬しておるのかどうか、弁護士さんがですよ。そうしておるのかどうか、それはある一部の者は何か、そういう権力を持つておる人もあるかもしれぬけれども、おむね弁護士さんが一般の公務員をそこまで権力者だと思つて尊敬しておるのかどうか。それから現在の弁護士さんから調停委員になつておる人が、非常勤の公務員にしたからといつて、いままでと自分の考へが違つて、そうして自分分は非常勤の公務員になつたんだから、非常にまあいままでとは全然違ふ人格を持つてゐるのだと、そうして官僚主義になるとかあるいは権力主義になるとか、そんなぐあひに気持ちが変わるようなふうにあなたはお考へでしようか、どうでしょう。いままでの、なつておる弁護士さんのお考へを……

そうしてこれは特に、もう一つつけ加えて申し上げますが、これは弁護士さんのことをいまお聞きしたわけでありまして、私は現在の一般の国民の考へから申しますと、非常に意識が、国民意識が向上してまいつておるから、まあ昔の官尊民卑の弊害のあつたときは、官僚を非常に尊敬しておつたであつたが、いま一般の国民は官僚をそんなに尊敬するに、だから非常に権威者だとも何とも思つて尊敬しておるわけでもないわけですが、これを非常勤の公務員にしたからといつて、非常にそこが意識的に変わつてくるかどうかといふことが私はやはり疑問なんです、そういう点はどうでしょう。か。まず弁護士さんがどう思つておるか。それから一般の国民がどう思つておるか。その二つの点についてお聞きをいたします。

○参考人(藤井英男君) 私どもが今回の改正に反対しているのは、いままでの制度をどういふ

うに当初からの任命制、こういう公務員にする必要が全然理由がないじゃないかといふこと。ことに、それとこの八条が結びついて不定量の――担当事件を従来担当している以外にまた、担当事件外のいろいろなことを行う必要がどこにあるか、従来、そういうことをする必要があるんじゃないか、選考方法とかそういうものをどうするか、調停委員の質を高めるとか老齢化、固定化を防ぐ、待遇改善すると、こういうことで十分まかなえるのに、どうしてこういうふうなことをおやりになるのだといふことで、何もこういうことをやつたら権威主義的になる、官僚になるというふうなことを意識、そういうふうなことを強く言つておるわけじゃないのです。今回こんなふうな改正をされるのが非常に官僚的発想じゃないか。ことに最高裁任命にするというふうなことをさつき申し上げましたが、むしろ調停委員はローカルであつていい。どういふふうにして、なぜそういうふうなこころいかに権威主義的なそういう発想を持たれるかと、その点を非難しているわけです。もちろん一般国民も私はこの理由を的確にしたならばどうもおかしいと言つて国民の方の大部分だと思つてます。やはり調停委員というのは従来のような選考方法で、従来のように裁判官は法律専門、調停委員はしつろとの感覚、しかも時代に合ふなるべく今後は近代的な感覚を備えた調停委員、これを選ぶ努力をする、それは運用によつてできると。ただ待遇改善だけはさつき言うように多少法律、規則をいじらなきゃなりません。そういうことはわれわれも必要であるといふことを言つておるのでございまして、別に役人になつてどうこうといふようなこと、そういうことをあんまり強くは言つておりません。

○後藤義隆君 これも先日私よく話したわけでありまして、八条と九条の関係でもつて、私のうちに見えた方は、やはり八条を変えろから、八条をどういふふうなふうなぐあひに変えろから、それでもつてやはり九条が変わつてくるのだ

と、九条と八条は切っても切れないものだといふやうな御趣旨のお話があったから、それで私は、それはそうも考えないと、これはいづゆる最高裁がそれを任命するといふやうなことがあつても、それは私は任命するから、それでもつてこれをいままでの日当を手当にする、要するに、だから最高裁の任命じゃなければいけない、ぬというやうなわけには考えないがと。しかし最高裁が任命するといふか悪いかという断すべきものだ。そうして何ば最高裁が任命するからといって、全国の調停委員はだれも最高裁の人は知つておる人は一人も——一人もないと言つては語弊があるかもしれぬが、まあ大部分の人を知らないわけなんだ。やはり地方のほうに頼んで、地方裁判所が何かに頼んで、そうして適任者をピックアップして、その中からするわけなんだから、それでもつて最高裁がそういうやうなふうな状態だから、それにしたからつてそうしたいした弊害はないじゃないかといふことと、それから九条との関係は全然別だといふことでもつて、いまあなたの話もあつたわけですが、もしにしないならば、九条を変へるために八条も変へるんだといふやうな御趣旨であつたから、私はこれと関連する必要はないんだといふことを言つたわけなんです。そして今度の九条では御承知のとおり、いままではただ旅費と日当とそれから宿泊料といふことになつておつたのを、これに対して手当を加えたわけでありまして、私は、もし変へるならば手当だけをここにまた入れて、八条といふものは抜きにしてしまつて、あなたのさつきのお話のように、八条はもう削除してしまつて、最高裁が任命するのがいかにぬという絶対結論が出ればこれは削除してしまつて、九条の中に手当といふことを二字入れれば私は差しつかえないんじゃないかと、こういうやうなふうにも考えます。

ただこの九条の点をいま考へてみると、さつきからあなたもいろいろお話があつたのであります。が、やはりこれは何か変へなければならぬなら

現在の公務員の旅費法の中に内閣総理大臣とか、あるいはまた、最高裁の長官の日当は、現在のこれは旅費法の中でもつて一日が千七百円になつております。そして今度は調停委員の方にはこれを手当といふことでもつていふんなものをその中に含めて六千五百円といふことにして、普通の日当とはまるで違つてしまつた、そこへ大きな金額をふやすわけなんですから、それでもつてやはりいままでの状態で、このままでもつてただ金額をここに増しさえすればいいじゃないか——いままで千何ばだつたのを六千何ばにするといふわけにはやはりいかにぬといふこと、その中に手当といふものを入れたからといふて私は相当これを不都合だといふやうなふうにもならないのじゃないかと、こういうやうなふうにも考へるのだが、その点どうでしょう。

○参考人(藤井英男君) 先生のような御解釈ですと、私、八条——民調法ですね、家事審判法は別にしまして、民調法の八条が削除されるならば九条はそのままでいいと思ふんです。もう十分そのやうな御解釈で、これはたしか衆議院段階における青柳代議士の修正案にもやはり委員手当を支給するといふのを立法化する、こうなつていいます。九条をそのままでいいという先生の御解釈のやうですと、私はそれでいいと思ふんです。ただ先ほど一步譲つてと言つたのは、そこなんです。が、どうも現在の調停委員制度では給与法にいう委員と解釈するのが無理だといふやうな盛んに当局側の御説明があります。それおかしと思ふんです。私は、おかしと思ひますが、それを一步譲りまして、そうやりまして日当の増額といふことは可能であります。日当は先ほど言ひましたやうに二つあるんです。旅費法にいわゆる実費弁償、内閣総理大臣が最高千七百円というやうな旅費と宿泊料と並ぶ日当、実費弁償というものを、それからほかにさつき言つたやうに、証人、鑑定人、参考人、国選弁護人、日当といふことは別にある。この日当額はもっと高いです。これは実

費弁償のみならず、先ほど言つたやうに、補償の要素が入つてくると、これは衆議院で勝見部長はそう御説明になつてゐる。だから、そちらのほうの日当というやうな解釈で立法的に技術的に解決すれば十分待遇改善できるじゃないかと、こういうことなんです。

○後藤義隆君 大体あなたのお気持ちもわかりました。が、何か法律を改正するが、改訂するが、別な法律を改正するか、あるいはまたそうでなく、これをいままでとはまるで違つた観点からこれをものと要するに幅広く解釈して、いままでの日当を今度は六千五百円に上げるといふやうなふうにぬいわけの拡張解釈をすればいいはいいかもあらぬ。それは法務省の人がだれかお答えになつたんだけれども、それがはたして適当かどうか、そんな場合に拡張解釈することがわれわれとしてはにわかにもいふやうなやつはやっぱり賛成できないやうな気持ちもします。やはりこれさつきその中に、ただ日当だけじゃなしに、普通の、さつきあなたの言ふやうな裁判所に出る証人とか参考人とかその日当は御承知のとおりごくわずかでありまして、それに比べてたならば非常に段違ひに違つてありますから、やはりここでもつて、どういふ法務省の役人の人がだれか、部長さんか局長さんか知らないけれども、答弁したといふことであります。が、私は、そうでなしにここですつきりやはり法律を改正する必要があるんだと、こういうやうなふうにすることのほうが正しいんだと、ただ法律をそんなぐあいにも幅広く便宜主義にやることはあまり適当でないといふやうなふうに、これは私の気持ちであります。が、そう思ひます。そうじゃないと、そんなことを言つたからといつたつて、こんな考えは間違ひじゃないかといつて国会で必ず問題になると思ひます。これは私の考えだけですけれども。——よろしうございいます。

○原田立君 佐々木委員並びに後藤委員からいろいろと質問がありましたので大体大かたのことを

お聞きしたように思ふんでありますが、二、三つけ加えて、念のためといふやうな意味を込めて御質疑をいたします。

第八條の二項に「その任免に關して必要な事項は、最高裁判所が定める」と、最高裁が任命するといふ点について、藤井参考人のほうからは、こんな最高裁判所なんかじゃなくて、地裁及び家裁のそういう任命でいいんじゃないのかと、現行法のままでいいんじゃないのかと、また調停委員そのものはいづゆるローカルな性格のものなんだから最高裁まで持つてこなくつたつてもいいんじゃないのかと、こういうやうな御意見がありましたが、それをなおもう少し深めて御説明願へばありがたい。またこれについて、そういうやうな考へ方について竹下参考人のほうでもどういふやうにお考へになりますか、お答えいただければと思ひます。

○参考人(藤井英男君) その点、先ほど申し上げたところですが、少し補足いたしますと、最高裁判所の任命にするといふのは、御承知のように、今後そういう規則ですとすると、こういうやうな御説明でございいます。それで、どうしてそういうんだという根拠は衆議院で御説明になつていまして、裁判所職員の中で事務局長とか首席書記官などが最高裁任命だから、それとのバランス、つり合ひ上そうしたいんだと、こういう御説明に尽きてゐるんです。そうすると先ほど言つたやうには、首席書記官なり事務局長といふものは、これはもちろん全国的に考へて横に転任をさせなきゃならぬ、だからどうして最高裁が人事をならんでいて全国的平均のそういう事務局長なりそういう職制をつくるか、これは十分理由のあることなんです。ところが調停委員は何ら転任とかそういう問題はございせん。そういう問題がないばかりか、むしろ地方地方によつてローカルに、この事件を担当してもらふのにこの人が適當であると簡単に指定できるわけですね、従来の制度だと。そういうもののほうがむしろ実情に合ふんではないかといふことです。それから最高裁任命になると

かなり時間もかかりますし、どうして最高裁で任命するのか、中央集権的にするのかということがわれわれわからない。従来司法委員だつて家裁の参与員だつてみんな地裁、家裁の任命ですね。調停委員だけどうして最高裁の任命にするのか。大體同じような仕事というように、この程度は何も変える必要ないんじゃないだろうか」とが私の意見です。

○参考人(竹下守夫君　ただいまの御質問は八条二項にございます「民事調停委員は、非常勤とし、その任免に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。」ということで、今回の改正によって民事調停委員、家事調停委員の任命を最高裁判所がするということにしたことについてどう思うか」ということでございますね。率直に申しますと、私はこの今回の非常勤公務員化ということが必然

的に最高裁判所の任命ということに結びつくのかどうかということについては、必ずしも十分納得がいっているわけではございません。ただ裁判所が部内におきましては、いま藤井参考人からも御指摘のありましたようないろいろな人事というものがございしますので、やはりそれとのつり合いというところもあるのではないかと、いうふうに考えます。したがって、もしそういうことからいって調停委員も今回身分が変わり職務内容も変わったということによって、従来の地家裁の段階から最高裁判所に変えるということであれば、それは別に不当なことではないであらうというふうに思います。

○原田立君 問題の非常勤公務員化するという問題であります。先ほどの御説明の中にも、現行の調停委員の方も、仕事を担当すれば臨時の公務員になる、やめればまた一般に戻る、そういうのと、非常勤公務員化というのはそんなにちつとも大差がないんじゃないかというような御意見が先生からあつたわけでありませうけれども、日弁連のほうの御意見等は、基本的にその性格を変えようの問題でこれは見のしがたいという強い御意見があるもので、どういふものかというふうに私しる。

とでありますから先ほどからお伺いしているわけなんです、また先ほどの曾我参考人のお話では、そんな非常勤公務員になつたつていまの精神とちつとも変わりはないんだと、そんなに変わる変わると思へるのは少し神経こまか過ぎるんじゃないかというような意味合いに拝聴したわけでありますけれども、もちろん法律がひとり歩きするということからいって細部にわたつて神経こまやかに配慮しなければならぬことはばくは当然だろふと思うのでありますけれども、さて非常勤公務員化になると、現行法の臨時公務員になることとすね、事件担当が終わればまた一平民に戻る、一民間人に戻るといふこと、そういう大差があるのかどうか、そこら辺のところをまた藤井参考人並びに竹下参考人からお伺いできれば幸いだと思います。

○参考人(藤井英男君) 先ほど来申し上げますように、もし従来とあんまり大差がないというのならどうしてこういう改正するんでしょうか、従来そのままでもいいじゃないかと思います。選任方法としては候補者として指定する、これは正確な辞令を私も見たんですが、何年度の調停委員となるべきものとして選任すると、こういうことばになっておりますね。その中から調停委員に一番適当なふさわしい人を指定していただく。それで二つは二つできる。それで事件が終われば一回のそういう公務担当を解かれる、これでいいじゃないですか、十分民主的で、これが最も国民にむく親しみがあつて。どうしてこの制度が悪いんで

しょうか。これをどうして一挙の、一律の任免にして、おまけに最高裁まで持っていて辞令も出して任命する、もう一生懸命私は衆議院の段階からどうしてこんなふうにするんだらうと、待遇改善ということを言われているが、待遇改善についてはそんなことをしなくたってできるんじゃないか。それからほかの理由もいろいろいる考えでもないいろいろある。それから先ほどもちよっとほかの参考人のことばで反駁して——反駁というわけじゃないが、ちよっと多少私考えておったんです

が、竹下参考人がおっしゃったんですが、夜間調停とか臨時にできるんじゃないか——これはいまだってできるんじゃないでしょうか。同じだと思ひます。ちっとも国民へのサービスというものは——いやこれはやり得る、だから私運営だと言っているんです。運営によって幾らでも可能である。むしろこういうことが一般化してできないのは裁判所職員の勤務関係、労働基準法あるいは公務員法、そういうような関係でなかなかそれが実現できない。むしろそういうことを制度化してそういうことを解決するならもっともってサービスが強化できる、現在の制度で十分できます。どうしてそれを非常勤公務員にしなければそういうサービスが強化できないのか。

それで、先ほどの御説明でちよつと、私の尊敬する竹下先生ですけれども、優秀な調停委員を得るには待遇改善が――非常勤公務員にして待遇改善をすれば優秀な調停委員が得られるという御説明ですが、それはまさしく前提が、さっきのようにもう少し検討してください。これは解決する問題ではないかと思うのです。

○参考人(竹下守夫君) ただいまの御質問、現行

制度とそれからこの改正法のもとの非常勤公務員化というものとで、私が先ほど、それほど実際には違いないんではないか——身分の点でございしますが——というふうに申し上げて、それがどうという観点から見て違うか違わないかということでございますが、一がいに違うとか違わないといふことも言いにくいかと思ひます。ただ私は身分という側面から見ますと、おそらく公務員法の適用の關係とかそういう面でも別に変わりはないのではないかというふうに思ひわけでございます。政治活動の自由の制限というようなこともございませんし、兼業禁止というようなことも非常勤であればずれておるといふことになるわけでございします。ただ時間的に、現在は事件を担当している間だけということでありますが、今度は初めから非常勤公務員化ということになれば直接事件を担当していなくても同様なことになる、同様な地

位につくということになるだけでございます。ただ職務の内容は、これは藤井参考人の言われるとおりたいへん変わるわけでございまして、私はむしろ変わっていいんじゃないかということでございます。確かに運用で現在でもできるではないかという御意見でございしますが、しかし、ほかの職員の労働基準法等との関係ということもございましょうが、しかし、事件を離れて職務を担当しないということであれば、それは担当している職務については、あるいは場合によっては夜間にするということも可能かもしれませんが、初めからそこに調停委員候補者が行つて一般の国民が申し立てをしてくるのを待つてゐるという制度的な裏づけはないということになる、そういうことにしなければならぬということはないということになるのではないかというふうに私は考えるわけでございませう。

○**原田立君** 非常勤公務員と臨時公務員、そんな
に大差はないんじゃないのかという、大差がない
のであったら何も変えることはないじゃないかと
いうこういう御意見、まあそれもさうだないとい
う思っているわけですけども。

ところで、先ほどから佐々木委員等の御質問によつて大体日弁連の考えわかつたわけでありませうけれども、こういう重要な改正をいゝゆる待遇の改善というようなものとくつつけてやることに對する不満さというものがあつたんじゃないかと、ぼくは思うわけでありませうけれども、片方であつて片方でむちでというふうな感じのように先ほどから聞いているわけでありませう。まあむちであるかあらめであるかその点ははつきりいたしませんけれども、この待遇の改善ということについては私は全面的に賛成、四人の先生方も全面的にその点は賛成であらうと思うのです。で、法解釈、法の運用ということを藤井参考人言われておりますし、多少改善すればいいんじゃないかという、それで十分ことは足りるのであつて、非常勤公務員、いゝゆるいまの制度を変えなくてもできるんじゃないかというやうなことでありますが、これはまた後

ほど当局のほうに聞いてみなければならぬ問題だ
と思います。藤井参考人が一番これは専門的に詳
しく御存じだろと思うので先ほどの話お伺いし
ているわけなんですけれども、できましたらもう
一べん御説明いただければ幸いです。

○参考人(藤井英男君) それは身分とそれから職
務を変えなくても待遇改善だけはできる、そうい
うだけの法律改正なり、規則の改正をやれば場合
によればできると。解釈上は多少無理だとするな
らば、そういうことです。なぜ待遇改善するのに
身分をこういうふうに変えたり、それから職務
を、担当事件外の職務まで担当しなければ待遇改
善できないか。それから日弁連では決して少々じ
やなくて、待遇は大幅に改善すべきだと、こうい
うふうに申し上げております。待遇改善について
はその身分の変更、このような身分の形式にしな
くても、職務はこのように拡張しなくても、待遇
改善だけで十分立法技術上のくふうによつて容易
に可能であり、容易である、こういうことを申し
上げておきます。

○須藤五郎君 いろいろ皆さん方から貴重な御意
見を伺いましてありがとうございます。私、共産
党の須藤五郎でございますが、まず江藤先生に三
点にわたつてひとつ御質問申し上げたいと存じま
す。

〔理事佐々木静子君退席、委員長着席〕

一々質問して答弁いただいておると少し時
間がかかりますし、もう時間も切迫してきており
ますので、かためて三問江藤先生にお尋ね申し上
げたいと思います。

先生も御意見の中で述べられました、第一点
は、法律案第八条二項で、調停委員を最初から非
常勤の公務員化することに今度の法案はなつてお
りますが、こういうことになりますと、調停制度
上あるいは裁判制度上どういうことになるのか、
もう少し詳しく御意見を聞かせていただきたいと
思います。国民の司法参加がなくなってしまうの
ではないかというような気持ちがするわけなんです。

それから第二点は、調停委員の中での弁護士
比率を見ますと非常に高いわけでございますが、
法律案のように公務員化されますと、弁護士本来
の在野性が失われて、いわば体制に奉仕する面と
の二足のわらじをはくことになる点を先生指摘さ
れましたが、私はこれは重要なことだと思つてお
ります。現在司法の反動化が進んでおりますが、
弁護士までもこれに組み込んでいくといったねら
いのものであるのではないかと考えるわけござい
ますが、この点をもう少し説明をしていただき
たいと思います。

それから最後にもう一点、法律案第八条一項は
「民事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与
するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件に
ついて、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、
嘱託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意
見の聴取を行い、その他調停事件を処理するため
に必要な最高裁判所の定める事務を行う。」と、こ
うなっておりますが、この点で最高裁への規則の
委任事項がほとんど無制限になっておる点につ
きまして、裁判所法との関係を含めまして御説明を
お願いしたいと思ひます。まず江藤先生この
三点についてお願いいたします。

○参考人(江藤俊彦君) 先ほど申し上げたことの
繰返しになってしまうわけですが、最初
は、非常勤公務員という場合に、確かに現在でも
調停委員候補から調停委員になったときには公務
員になっているというところは変わりないと思ひ
ますが、これは一般国民が裁判所において調停委
員、調停という機能を営む以上万やむを得ざるこ
とだろうと思ひわけ、何らの身分を持たない者
が裁判所へ行つて調停委員をかつてにやるという
ことはあり得ないわけですから、これは当然のこ
とで、これは承認せざるを得ないことであるし、
またそれによつて決して調停委員とそれから当事
者との同質性が失われるという性格のものでもな
いだろうと思ひわけですが、今回の非常勤公務
員化されることによつて、いわば公的な調停委員
の方々の意識とかんとかという問題ではなく

て、制度としてやはり日常的に非常勤公務員とし
ての身分を持つということになってくるとすれば、
変質がやはり起きるのではないだろうかとい
うことを私は気にしているわけ、その点から先
ほど申し上げましたような弁護士との関連という
問題がもう一つ出てくるわけ、弁護士はたまた
ま非常勤、現状のような形で調停委員になるとい
う場合には、それなりの矛盾というものは先ほど申
上げたのと同じような形ではないわけでありま
すけれども、日常的に非常勤公務員という身分を持
つ場合には、やはり先ほど申し上げたような二面
性を弁護士は持つことになってくるのではないか
と思ひます。制度の問題として私は非常勤公務員
というものは問題を提起するということになってき
で、単に調停制度だけではなくて、弁護士制度、
特にまた弁護士法二十五条等に「公務員として」
云々というように規定がございましてけれど
も、そういう問題との関係でも、問題提起は非常
に大きくなされてくるようになるのではないかと
さらにまた国民の司法参加という点について
も、やはり非常勤的な公務員ということによつて
非常に狭められてくるということになりますと、
ますます現状よりも国民の司法参加というものは後
退してくることになるだろう。さらにまた八条の
一項の具体的なところいうたような鑑定人的な色彩
等々の問題がある場合には、やはり国民の司法参
加ということがより狭められていくというこ
とになるのではないだろうかというふうに考えるわけ
でございます。簡単にございましてけれども……

○須藤五郎君 江藤先生、私たちはね、もつと世
の中が民主化されていくならば、一つの工場で労
働者の間に起こる争ひとか、まあ労働者の夫婦間
の争ひとかいうものでも、労働組合の中でのい
ろいろの処理ができていくというふうな、そういうこ
とも起こってくると思ひますね、民主的にずつ
となるならば、それでほんとうの調停の精神から
いったら、そういうことも好ましいことじゃない
かと私は思つておるのです。しろうとですけれど、法
律に関して、私法的にことを使うことはわか

りませんが、まあ落語なんかにも、長屋の争ひは
長屋の家主さんが出てきてうまくさばっていくと
いうような、こういうこともあるわけですね。そ
ういう精神からいいますと、今度のこの公務員的
な性格を与えていくという、公務員としての性格
を与えていくということは、何か私は逆行してい
くような感じがせざるを得ないんです。それで私
たちはこういう条項に對しましては賛成したい
という気持ちを持つておるわけなんです、先ほ
どから藤井先生の御意見を伺つておりましたが、
また江藤先生の御意見を伺つておりましたが、や
はりここに一番大きな危惧の念を持つていらつし
やるように私何々たわけなんです。将来私たちが
持つてくる危惧の念が全然ないというふうな考
えられるものかどうかという点ですね。ひとつ藤井
先生にも伺つておきたいと思ひます、竹下先生
はそういうことはないという御意見らしいんです
が、そういう懸念をどうしたら防いでいくことが
できるのかという点ですね、これをひとつ竹下先
生の御意見も伺つておきたい。

○参考人(藤井英男君) 先ほど私従来の現行制度
を頭から任命制にした、はっきりした非常勤公務
員とすることは理由がないというのを申し上げ
まして、あまり変わりがなければ、なぜ変えるの
か、ということを申しました。それをあえて変えよ
うと、これだけ反対しているのにどうしても、同
じじゃないかと言ひながらこれを変えようとし
る、そこに私はやはり非常に何かあるのじゃない
かと、これは日弁連のほうでもそこを非常に問題
にしているわけ、従来の制度と同じじゃない
かと言ひながら、はっきりした初めからの任命制
にしますと、非常勤公務員として任期をきめてや
りますと、どうしても官僚制が一步前進すること
はこれはもう言えますね、形式の上からでも、それ
からあえてどうしても最高裁判事までしてこうい
うふうな系列にしようという、そこに非常な私は意
図を感じる。だから具体的にそれが権威主義とか
なんとかという、直ちにそういうことがないに
して、現在のそのほかの司法政策一般と合わせま

すと、非常にどうもいまの最高裁はじめおやりになっている司法政策が私ども在野の者から見ますと、どうも権威主義的、それから中央集権を強化すると、官僚制を強化すると、こういう方向に大きな司法政策の流れが行っております。まあそれを見ざるを得ない。これは現在でも問題になっております。裁判官の補任の問題でもそうです。それから裁判官会議という、これは非常に民主的な制度でアメリカなんか非常に活躍されている。そういうものがだんだん権限が縮小される。それから具体的な裁判でもほとんど非常に交通事件なんか行政裁判化しております。こういう意味で、われわれそれを現在の司法政策がきわめて合理化政策をとっているというところで問題にしておるわけですが、この調停制度にもそういうあれを感じるわけ

です。最近いろいろ聞く話ですが、裁判官が前は事件数をどんどん処理しろというので一生懸命やっていた。ところが、ほとんど控訴がふえ上告がふえるというので、最近事件数を処理を急ぐんじやなくて和解で片づけるようにと、こういうふうな雰囲気があるようにです。それと同じように、どうも調停でほとんど訴訟になる事件を片づけて、それで調停委員をこういう官僚的系列の中に置いて、そうして調停事件でできるだけ事件を処理して、いまの司法の現状をそういうことでどうも糊塗されようとしているんじゃないかと。それでなければ何で、同じだ、同じだと言いながらなぜこんなにがんばられるのかと、どうしてこんなふうなこういう法律案をつくられて、あくまでこういう形を固執されて通そうとされるのか、この点非常にわれわれ在野の者としては問題にしているわけですが。今後は私も日弁連はできるだけ、そういう司法政策は逆行していると、むしろもっと司法というものを民主化して、そして官僚制とか中央集権制、そういうものをできるだけ少なくするように在野は努力すると、そういう意味である程度最高裁と意見が対立すると、そういうこともやむを得ないが、まあできるだけそれは協議なりいろいろなことやっていこうという日常

努力をそこに集中しているわけですが。そういうことを申し上げておるわけですが。

ないときでも非常勤の公務員だということになったというところはどうやって結びついてくるのか、どうも私にははつきりわからないわけですが、います。現在でも調停をしてもらっている当事者と接しているときは公務員のわけではございません。で、今後ともそれは公務員以外の場面でも一般の利用者が調停委員と接触をするということはないわけですが、結びつくとは私は考えないわけではございません。ただ先生がおっしゃいますように、調停委員の中にいま申しましたような意味で官僚主義的な人がいるのだというところでありました。これはあるいは事実としてはそうなのかもしれないし、またそういうことを私もこれまでにもいろいろいし、またそこで聞いたことがございます。しかし、それは多分に人の問題になるのではないかと、現在の制度でもそういう官僚主義的な人がいるというようにことごとくございまして、どうも制度の問題とは直接結びつかないのではないかと、むしろ制度の問題としては利用者の便宜をはかる、利用者のための調停制度というふうな仕組みになつていないとそういうことが起こりやすいので、むしろ利用者が使いやすいようなそういう調停制度というのをつくっていくべき、やはりそういう調停制度の発想というものの防げるのではないかと、私には私は考えているわけではございません。

○須藤五郎君

そうすると、竹下さんの意見を聞いておると、それじゃ藤井さんのおっしゃるように、何も公務員にしないでいいじゃないかと、うことにもなるわけですね。今日のままだと一向差しつかえないじゃないかと、私たちはしようとして考えるのですが、何で公務員にしないやならぬかというところが、もう一つ私は納得できないのです。それ、公務員にしないや日当を上げることをできないとか、そういうのならば、そんなことをしなくても日当をちゃんと出せるようにできるのですから、それだけの問題だったら、経済的な面だけだったらそんなことをする必要がないわけですね。なぜ最高裁が任命する公務員にしなきゃならぬか、そこに私たちは何か納得できないものがあるわけなんです。それは藤井先生の話も伺いましたし、大体私は理解できるのですけれども、あなたがあくまで公務員にしないやいかにぬという強い意見をお持ちならば、なぜしなきゃならぬのかという点がね、私は疑問として残るわけなんです。公務員じゃなしに普通にこれまでもどおりやっていたほうがいいんじゃないかという私たちは強い気持ちがあるわけなんです。

○参考人(江藤俊彦君)

当該事件に関する調査等

といたったようなことが説明でなされているわけですが、正直言って私もそれじゃわからないわけですから、どこまで定められるのか、そこまではどうも、先ほど申し上げましたように、はたしてそのままでいくのかどうかということについての保証は全くないのではないだろうか。一度やってみてしまえば、あとでひとり歩きしていくということも十二分に考えられるわけですが、その点ではやはり不満——不満というか危機感を抱かざるを得ないというところなんです。具体的な事務については、どこまでかというところについては全く私にはよくわからないことでもあります。

○参考人(竹下守夫君)

先ほどの須藤議員の御質問の趣旨がちょっとわかりかねるんでお伺いしたいんですが、どうも、何かについての懸念があるが、それをどういうふうにしたら守れるか、保障する手段は何と考へておるかというふうなお話だったのでござい

ますが、何についての懸念のことなんでしょうか、いまいちよく、それをちょっと。

○参考人(竹下守夫君)

具体的に申し上げますと、その懸念する事態というのはどういうことなんでしょうか、官僚化とかいうことでしょうか。

○須藤五郎君

そういうことがあな

たは全然懸念がないんだとおっしゃるならば、そういうことがなぜ起こらないかというものがわれわれに納得のいくように説明をされるか、そういうことが起こったときにどうするかということですね。

○参考人(竹下守夫君)

官僚化する、官僚主義になるというふうに言われるわけですが、実はこの官僚化というところの内容も何をさして官僚化と言

い、それがどうしてマイナスかというふうなことが必ずしも明確でないわけではございません。どうも先ほどの御発言の内容とか、それから実は私、その点きのう辞書などを調べまして、官僚化ないし官僚主義というのとはどういうことを、つまり否定的な意味においていうのかというのを見たのですが、結局は上の者が下の者の意向を聞かないで一方的な命令を発するとか、そういう趣旨のように読めましたのでござい。そうなりますと、調停の場合に、いまは事件を担当しているときは公務員だけれども、事件を担当しないときは公務員でないというのを、今度は事件を担当してい

ないときでも非常勤の公務員だということになっ

たということとがどうやって結びついてくるの

か、どうも私にははつきりわからないわけでは

ございます。現在でも調停をしてもらっている当事者と接しているときは公務員のわけではございません。で、今後ともそれは公務員以外の場面でも一般の利用者が調停委員と接触をするということはないわけ

でございます。今回の制度の改正がそのことと結びつくとは私は考えないわけではござい。ただ先生がおっしゃいますように、調停委員の中にいま申しましたような意味で官僚主義的な人がいるのだというところでありました。これはあるいは事実としてはそうなのかもしれないし、またそ

ういうことを私もこれまでにもいろいろいし、またそこで聞いたことがございます。しかし、それは多分に人の問題になるのではないかと、現在の制度でもそういう官僚主義的な人がいるというようにことごとくございまして、どうも制度の問題とは直接結

びつかないのではないかと、むしろ制度の問題としては利用者の便宜をはかる、利用者のための調停制度というふうな仕組みになつていないとそういうことが起こりやすいので、むしろ利用者が使いやすいようなそういう調停制度というのをつくっていくべき、やはりそういう調停制度の発想というものの防げるのではないかと、私には私は考えているわけではござい

ます。それ、公務員にしないや日当を上げることをできないとか、そういうのならば、そんなことをしなくても日当をちゃんと出せるようにできるのですから、それだけの問題だったら、経済的な面だけだったらそんなことをする必要がないわけですね。なぜ最高裁が任命する公務

員にしなきゃならぬか、そこに私たちは何か納得

できないものがあるわけなんです。それは藤井

先生の話も伺いましたし、大体私は理解できるのですけれども、あなたがあくまで公務員にしないやいかにぬという強い意見をお持ちならば、なぜしなきゃならぬのかという点がね、私は疑問として残るわけなんです。公務員じゃなしに普通にこれまでもどおりやっていたほうがいいんじゃないかとい

う私たちは強い気持ちがあるわけなんです。

○参考人(江藤俊彦君)

当該事件に関する調査等

といたったようなことが説明でなされているわけ

ですが、正直言って私もそれじゃわからないわけ

ですから、どこまで定められるのか、そこまでは

どうも、先ほど申し上げましたように、はたしてそのままでいくのかどうかということについての保証は全くないのではないだろうか。一度やってみてしまえば、あとでひとり歩きしていくということも十二分に考えられるわけですが、その点ではやはり不満——不満というか危機感を抱かざるを得ないというところなんです。具体的な事務については、どこまでかというところについては全く私にはよくわからないことでもあります。

○参考人(竹下守夫君)

先ほどの御意見の中で重要だと私考へ、思う点がござい。それは、この法律ができる過程では法務省から十分御説明がなされていないという手続上の問題があると思うのです。これは在野法曹との連絡をとるという第六十五回国会の附帯決議に反しておると思いますが、弁護士会とし

ま

決

議

に

反しておると思いますが、弁護士会とし

ま

決

議

に

決

議

に

決

議

に

決

議

に

決

議

に

決

議

に

決

議

に

決

議

に

決

議

に

決

議

に

決

議

に

決

議

に

決

議

に

決

午後一時十二分散会

して今後責任を持って協力できなくなると、こういうふうな考えられるのでございますが、その点はいかがでございますでしょうか、御説明をお願いしておきます。

○参考人(藤井英男君) それはまあ今後の法案がどうなるかということで、先ほどの委員もおっしゃったように、一たん法律としてきまつた以上やはりそれを尊重して守るべきではないか、これは確かに法律家としてはそう思います。やはり法律としてできても、われわれ法律家はそれを絶対その法律がもういいんだ、それに絶対従わなければならないという面と同時に、あるいはやはりこの法律に対する批判、次の改正を促す、こういうことも同時に使命でございますから、それはそういう意味では法案がいづれになっても、その法案がきまつたから、もうという、尊重という動きばかりでないと思います。いまおっしゃるように、場合によれば、とてもこういうことはつとまらぬ、あるいは弁護士会として、各単位会としても、そういうことでは今後調停委員の御推薦は遠慮しようというような動きも出るかも知れません。それは今後のこの法案のやあいによって、できやあいによってそういういろいろな動きが出ることは予想されます。その点はいまのところ、どうするか、こうするとかいう方針を、まだ法案が最終結論が出ないうちに、日弁連としてはまだ具体的方針をきめておりませんが、そんなようなことは十分推測されるのではないかという点は申し上げてよろしいかと思ひます。

○委員長(原田立君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々は、本日は長時間にわたり貴重な御意見をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

本案に対する本日の審査はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、夫婦共同財産制についての民法改正に関する請願(第四二四七号)

第四二四七号 昭和四十九年四月二十日受理 夫婦共同財産制についての民法改正に関する請願

請願者 東京都杉並区上高井戸二ノ五ノ一

三 寺本由美子

紹介議員 萩原幽香子君

今まで不遇に泣く妻に対し、妻の夫への協力を法制上明確にして、夫婦共同財産についての妻の座を優遇するよう、次の内容の民法改正を図られたい。

一、夫婦の協力によつて得られた財産について、それが夫の名義であつても、妻に原則としてその財産の二分の一の価値が受けられる権利を認めること。

二、右の財産を夫が妻に無断で処分した場合、妻がその権利を保全できるような措置を講ずること。

三、離婚、死亡により婚姻が解消されたときは、その権利を実行に移すことができることとする。

理由

戦後三十年にならうとするわが国民民主化のなかで、今なお法制上相続、贈与等で顕著に見られるような夫婦共同財産の平等な取り扱ひの故に、多くの妻は不遇に嘆き悲しんでいる現実には誠に堪へない。このような家庭内における民主化のひずみを是正することこそ、家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等を保障する日本国憲法の精神を具体化するに極めて重要な課題であつて、そのため基本法ともいふべき民法の改正が何よりの急務である。

一、民法の一部を改正する法律案(萩原幽香子君発議)

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四編第二章第三節第二款第七百六十二条の次に次の一条を加える。

第七百六十二条の二 夫婦の一方は、婚姻中自己の名で得た財産で夫婦の協力によるものの管理又は処分については、他の一方の意思を尊重しなければならない。

前項の財産で現に存するものについては、夫婦の一方は、寄与分として、その財産の額のうちその協力の程度に應ずる割合の額を分与を受ける権利を有する。

前項の寄与分の割合は、二分の一と推定する。

夫婦の一方が婚姻中自己の名で得た財産(他の一方から得た財産を除く。)で現に存するものは、相続、贈与又は遺贈によるものを除き、夫婦の協力によるものと推定する。

第二項の寄与分は、婚姻中、これを譲渡し、又は裁判上請求することができない。

夫婦の一方が他の一方の意思に反して不当に第一項の財産を減少させたときは、他の一方は、その者に対し、その財産の減少部分に係る寄与分に相当する額を請求することができる。

前項の請求権は、その行為があつたことを知つた時から二年間これを行使しないときは、時効によつて消滅する。その行為があつた時から五年を経過したときも、同様である。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の民法第七百六十二条の二の規定は、この法律の施行の際現に婚姻中の者については、この法律の施行後にその夫婦の一方が自己の名で得た財産について適用する。

人事訴訟手続法(明治三十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「損害賠償ノ請求」の下に「寄与分ノ請求」を加える。

昭和四十九年五月二十八日印刷

昭和四十九年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局